

「第 3 期 さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表

【 その他事業 】

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
001	デジタルを活用した婚活の推進	結婚支援に関する調査・検討を行い、デジタルを活用した出会いの機会づくりなどの婚活支援を行います。	デジタル婚活事業への新規登録者数	人	600人増	600人増	600人増	600人増	600人増	627人増	B	21	これから結婚を希望する若者と親和性が高いと考えられるスポーツイベントや施設等へ周知を行ったほか、市ホームページやSNS、みんなのアプリ等を通じて周知を行った結果、デジタル婚活事業への新規登録者数について、令和7年度は前年度比627人増となりました。	事業の認知度が課題であることから、「SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会」と連携しながら、認知度向上と、更なる会員数増加等に取り組む必要があります。	婚姻を希望する方へ効果的な支援ができるよう、「SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会」と連携し、地域資源を活用したイベントを提案するなど、多角的な取組により、更なる会員数増加等を目指します。	ウ
002	不妊・不育相談等支援事業	不妊・不育に悩む夫婦に対し、精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るために、妊娠や不妊・不育等に関する正しい情報の提供・知識の普及啓発、専門相談、不妊症・不育症の検査費の一部助成を行います。	事業への協力大学の件数	件	12	12	12	12	12	12	B	100	若い世代への啓発について、大学コンソーシアムを通じて市内12大学に依頼し、プレコンセプションケア等に関するリーフレット入りマスクやパンフレット等の啓発品の配布を実施することができたため、B評価としました。 この他に、さいたま市公式SNSや市報、サッカースタジアムでの大型映像装置等を活用し、普及啓発を実施しました。	現在協力の得られていない1校に対しては、引き続き協力が得られるように働きかけを行っていきます。また、学園祭での来場者への啓発品の配布など、今後、大学の協力の継続性が課題となっています。また、より多くの方に情報提供するための手段や、制度・事業の周知について、引き続き検討・実施していく必要があります。	事業への協力大学の件数について、令和7年度と同様に、より多くの大学の協力が得られるよう、継続して依頼する予定です。 不妊症に関する講演会を実施するとともに、若い世代に自分自身の健康やライフイベントなどを考える機会を提供するため、プレコンセプションケアについての普及啓発を行います。学園祭等のイベントでの啓発活動や、市報・X等のSNS・電光掲示板等の広報媒体を用いた普及啓発活動を実施していく予定です。	ウ
003	子育て世帯・若者夫婦世帯向け住宅の確保	市営住宅の定期募集に際し、子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とした住戸を設定し、子育て世帯等が優先的に入居できる市営住宅を提供することで、住宅に困窮する子育て世帯等の居住の安定を図ります。	新婚・子育て世帯向け住宅の募集戸数	戸	5	5	5	5	5	5	B	20	子育て世帯・若者夫婦世帯向け住宅の確保について、定期募集にて5戸募集を実施したため、B評価としました。	公営住宅は、昨今の社会情勢等の変化に伴い、多様な役割を求められています。ニーズを的確に捉え、法の目的・制度から逸脱しない範囲で、柔軟に対応していく必要があります。	引き続き毎年度5戸の募集を継続して行います。	ウ
004	少子化対策・結婚支援事業	若年層に対し、将来のライフイベントに関して考えるための機会や情報の提供を行い、結婚や子育てに対する不安の解消や希望の形成を図ります。	結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合	%	85	86	87	88	89	56.5	C	63	・若い世代の方々が、「将来を考えるためのヒント」を参照しながら、自らのライフプランをシミュレートできるデジタルツール「さいたまLIFE DESIGN」を作成、公開しました。 ・若者が各ライフイベントについて主体的に考える機会を提供するライフデザインイベントを1回(39名参加)開催しました。(参加者満足度91%) ・若者が各ライフイベントについて主体的に考える機会を提供するライフデザインセミナーの開催支援を4回(延べ184名参加)実施しました。(参加者満足度86%)	「結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになった」と回答した方の割合は目標値より低い結果となりました。この課題に対しては、実際に参加された参加者の方の声を参考にしながら、より若い世代の方々が将来のライフイベントを前向きに考えられるよう事業を進めてまいります。	・ライフデザインイベントを1回開催します。 ・経済団体や大学等と連携し、ライフデザインセミナーの開催支援を4回実施します。 ・新たに、婚活に向けたスキルアップや専門家によるセミナーを盛り込んだイベントを1回開催します。	ウ
009	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習、交流の場の提供を行います。	出産前教室のアンケートにおける理解度	割合(%)	95	95	95	95	95	98.6	B	104	各区の状況に合わせて対面での教室を実施しました。全区、教室参加申し込みは、電話と電子での受付を実施しました。また、電子アンケートを取り入れる区もあり、参加者の利便性の向上を図ることができました。区により定員数を上回る申し込みがあり、年度途中で定員数を拡大させるなどの対応をしました。 座談会を行う区もあり、妊婦同士の交流を図り、仲間づくりのきっかけを推進しました。 事業後アンケートで「役に立った」「理解できた」と回答を得られた割合が、98.6%となったため、B評価としました。	事務事業見直しの視点から産科医療機関との役割分担の明確化を図り、効果的かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。	継続して各区の状況に応じた教室を実施します。次年度に向けて、産科医療機関で行われている内容との役割分担を考慮し、実施内容や回数、定員について見直しを行います。	ウ
010	母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児の保護者の育児不安の軽減や健康増進及び乳幼児の発育発達を促すため、また虐待予防を視野に入れ、保健師等が訪問し相談・支援を行います。	母子訪問延べ人数	人	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,324	B	98	令和7年度母子訪問延人数は11,324人、目標値の98%となりました。また、未熟児訪問実施率は89%で目標値の105%となりました。それぞれ目標をおおむね達成したためB評価としました。	妊娠期より切れ目のない支援が必要となっていますが、訪問に限らず面接や電話など状況に応じた支援を行っています。保護者の育児不安の軽減や健康増進及び乳幼児の発育発達を促すため、また虐待予防を視野に入れ、引き続き、児童福祉部門等の関係機関との連携を強化して実施していく必要があります。	引き続き早期介入による切れ目のない支援や児童虐待発生予防のため、母子訪問指導事業を実施していきます。	ウ
			未熟児訪問実施率	%	85	85	85	85	85	89	B	105				
012	妊婦のための支援給付	妊娠・出産に係る負担や不安を軽減するため面談を実施し、必要な情報の提供及び助言を行い、経済的支援として給付金を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	令和7年度は18,998件の給付金を支給しました。妊婦支援給付金(2回目)をデジタル地域通貨で支給した方には、子育て用品の購入などに役立ててもらえるよう、子育て世帯応援キャンペーンとして1万円相当の行政ポイントを上乗せして支給しました。また、給付金の申請書を配布する際に、保健師や助産師等の専門職が面談を行うことで、経済的な支援と伴走型相談支援を一体的に実施しました。	今後も妊娠届出時、妊娠婦・新生児訪問指導事業時に実施する面談やホームページ等を活用し、給付金について周知していく必要があります。	今年度も適切に給付金を支給し、伴走型相談支援と一体的に実施することで、妊娠婦への総合的な支援を行っていきます。	ウ
013	乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査後の保健指導や、乳幼児健康診査未受診フォローを行います。	受診率(乳健:各乳幼児健康診査の受診率、歯科:各歯科健康診査受診率の平均) (R8～) 一段階目の実施率(問診票(全員用)の回答率)(5歳児)	%	(乳健) 94.0 (歯科) 84.0	(乳健) 95.0 (歯科) 84.0 (5歳児) 35.0	(乳健) 95.0 (歯科) 84.0 (5歳児) 40.0	(乳健) 95.0 (歯科) 84.0 (5歳児) 45.0	(乳健) 95.0 (歯科) 84.0 (5歳児) 50.0	(乳健) 90.3 (歯科) 85.7	(乳健)B (歯科)B	(乳健) 96 (歯科) 102	(乳幼児)令和7年度は、各乳幼児健康診査(1か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)の平均受診率が90.3%であり、達成率は96%だったことから、B評価としました。また、令和7年4月1日から1か月児健康診査への助成を開始しましたが、償還払いの申請期限が出生日の翌日から起算して1年以内のため、未申請の受診者は件数に含まれず、1か月児健康診査の受診率が62.9%となったことによって、全体としては減少しました。 (歯科)令和7年度は、各歯科健康診査(1歳6か月児、3歳児)の平均受診率が85.7%であり、達成率は102%だったことから、B評価としました。	受診率を維持するため、引き続き、個別の受診はがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査のポスターを作成し、市内の民間企業とも連携した啓発を継続することが必要です。また、1か月児健康診査においても、4か月児健康診査の健診票に償還払い制度のお知らせを同封することで、周知に努めていきます。	各種乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査の受診率の維持・向上に向けた取組を行うとともに、新たに5歳児健康診査を実施します。	エ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
014	乳幼児発達健康診査事業	乳幼児健康診査や育児相談等で、身体発育・精神言語発達について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行います。	定員充足率	%	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	80	B	94	令和7年度の目標としていた定員充足率85%以上には達しませんが、目標達成値は94%に達したため、評価はBとしました。 受診者の待機期間短縮を目的として、実施回数および定員数を増やしましたが、想定していたほど受診希望者の増加にはつながりませんでした。 一方で、予約に空きが生じた場合は、居住区にとらわれず柔軟に受け入れるよう各区で連絡・調整を行いました。また、児の年齢や発達状況を総合的にアセスメントし、適切な時期に受診できるよう配慮しました。 専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児に対し、本事業を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を図りました。	専門医等によるスクリーニングが必要な児については、適切な時期に本事業を利用できることが重要です。定員数を拡大した結果、適切な時期での利用が可能となり、初回利用時に今後の方向性が確定する受診者が増加しました。このことにより、再利用（経過観察となった児の再受診）が減少し、充足率としては目標の達成には至りませんでした。しかし、定員枠に余裕が生まれたことで、新規利用者に事業を周知しやすくなりました。 今後も、児の年齢や発達状況を総合的にアセスメントし、限られた実施回数の中で適切な時期に受診できるよう調整するとともに、待機期間の短縮に努めていく必要があります。	次年度においては、引き続き必要な対象児が適時に受診できる体制を確保するため、各区間の連携を強化し、空き枠の有効活用を一層推進します。また、対象児の把握及び受診勧奨の工夫により受診機会の確保に努めるとともに、効率的な運用により定員充足率の向上及び待機期間の短縮を図ります。	ウ
015	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	育児相談事業（保健センター育児相談＋地区依頼相談）での相談人数	人	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	5,527	A	145	令和7年度育児相談事業において相談をした延人数は5527人で目標値の145%となりました。目標を達成したためA評価としました。	インターネットやSNSの普及により、子育て世代の意識や行動が変化していると考えられます。今後も市民の意識や行動の変化を勘案し、育児相談の在り方を検討していくことが課題です。	引き続き子どもの健全な発育・発達と保護者の育児不安軽減のため、各区の状況に合わせて育児相談事業を実施していきます。	ウ
016	子育てに関する教室事業	子育てに関する教室を実施し、育児に関する情報や親同士が交流する場を提供することで、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな発育・発達を支援します。	育児学級参加後の育児不安軽減者の割合	%	73	75	77	79	81	83	A	102	育児学級参加後の育児不安軽減者の割合について、アンケートを全参加者に実施し、育児不安軽減率が83%となり、目標値の114%であったため、A評価としました。	教室に参加することで育児不安が軽減したという回答が増えるよう、各区教室の充実が必要です。引き続き、アンケート等を参考に教室内容の工夫や改善に努めていきます。	各区の実情に合わせた事業を実施し、効果的な事業運営に取り組めます。	ウ
017	思春期保健事業	心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行い、自ら考える機会を設けることで、自尊心を高めるとともに、自己決定する力を高めることを目的とし実施します。	性やかからだのしくみについて、子どもに聞かれたり相談を受けたりした時に、答えられる内容が「増えた」「やや増えた」と回答した割合	%	70	75	80	85	90	96.1	A	107	思春期保健事業における支援者向けアンケートについて、「性やかからだのしくみについて、子どもに聞かれたり相談を受けたりした時に、答えられる内容が「増えた」「やや増えた」と回答した割合が96.1%となり、目標値を上回る結果であったため、A評価としました。	子どもを取り巻く環境や実情に合わせた教育を受ける機会が少ない現状があり、より多くの児童・生徒への性に関する正しい知識の普及は喫緊の課題です。子どもに直接かかわる支援者が正しい知識を得ることができ、さらに、機会を捉えて子どもへ伝えることができます。	引き続き、支援者に性に関する正しい知識の普及や情報提供を行い、支援者から子どもへ対応できる機会が増えるよう、引き続き事業を継続していきます。	ウ
018	食育推進事業	食育推進計画に基づき、生涯にわたる食育の推進に取り組めます。「さいたま市食育なび」を活用した情報発信のほか、関係機関等との協力による普及啓発を行います。	「さいたま市食育なび」へのアクセス数	件	289,000	290,400	291,800	293,200	294,600	433,089	A	147	「さいたま市食育なび」へのアクセス数について、食育なびの情報更新や、SNSによる周知を実施したことにより433,089件となり、目標値に達したため、A評価としました。	SNS等の活用や各種機会を通じた継続的な広報により、関係団体及び市民の利用促進を図るとともに、アクセス数のさらなる増加に繋がります。	SNS等の活用や各種機会を通じた継続的な情報発信により、関係団体及び市民の利用を促進し、アクセス数の一層の増加を推進します。	ウ
019	保育施設、子育て支援センター等における食育	食育の知識の習得と情報の共通理解を図るため、保育施設、子育て支援センター等を利用する児童及び保護者、施設職員に対し、食育を実施します。	公立保育園及び公立保育園併設型子育て支援センターにおける食育を実施した施設の割合	%	100	100	100	100	100	98	B	98	①公立保育園（令和7年度時点59園）全園および子育て支援センター（令和7年度時点2か所）のうち1か所で食育を実施したため、B評価としました。 ②さいたま市食物アレルギー講演会を実施し、受講後アンケートにおいて「大変良かった」「良かった」と回答した割合が100%となったため、A評価としました。	食育の知識の習得と情報の共通理解を図るため、保育施設、子育て支援センター等を利用する児童及び保護者、施設職員に対し、継続して食育を実施する必要があります。	食育の知識の習得と情報の共通理解を図るため、継続して本事業を実施します。	ウ
			さいたま市食物アレルギー講演会受講後アンケートの満足度	%	90	90	90	90	90	100	A	111				
020	学校における食育推進事業	学校教育ファーム（ふれあい・夢ファーム）の推進、食育研究指定校による学校における食育の推進、地元シェフによる学校給食の実施、学校給食週間記念行事講演会の開催、学校給食での地場農産物の活用、米飯給食の実施などにより、児童生徒が生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための望ましい食習慣を育成します。	シェフ給食の実施	校	34	34	33	33	33	35	B	21	R7年度の事業実施の結果、地元シェフを継続的に確保する仕組みの構築が課題であることが明らかとなりました。特に、事業の認知度不足により新規参画が進みにくい点が課題です。 解決策としては、取組の認知度向上を図るため、事前に記者発表を行うとともに、SNSや「さいたま市食育なび」を活用した継続的な情報発信を強化していきます。さらに、これらの広報活動を通じて事業の魅力や社会的意義を周知することで、協力シェフの参画促進につなげてまいります。	地元シェフによる学校給食につきましては、今後も安定的かつ継続的な実施を図るため、協力シェフの確保に向けた取組を強化してまいります。あわせて、実施実績や参加者の声を蓄積・発信することで事業の意義を可視化し、協力体制の拡充につなげてまいります。	ウ	
023	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼児連携型認定こども園への移行を中心に、幼稚園型認定こども園も含めた、既存幼稚園の受け入れ枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大していく方向で認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	1,561	1,633	1,753	1,873	1,993	1,587	B	80	令和7年度末時点で1,587人分の定員を確保し、確保方策を上回った提供体制を確保したことから、B評価としました。定員増に向けて、認定こども園の施設整備を行う学校法人に対する補助及び支援を実施しました。	令和8年4月1日時点の待機児人数は昨年度に引き続き0人となったものの、認可保育施設を利用できなかった利用保留児童数は1,123人であり、そのうち約95%が0～2歳児となっています。3～5歳児の保育の受け皿は充足しつつあると考えられるため、幼稚園など既存の子育て資源を活用しながら、多様な保育の受け皿を確保していく必要があります。	令和8年度当初予算では、認定こども園2施設を整備し、定員を137人増やす計画としています。認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、引き続き、認定こども園の普及を図ります。	ウ
024	幼保小連携推進事業	小学校等への円滑な接続を図るため、保育者が小学校等の教育を体験する研修を開催したほか、幼保小連携の好事例を収集し事例集にまとめて周知するとともに、5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）の作成・実践を促進します。	架け橋期のカリキュラムを作成し、実践・改善を図っている民間の幼児教育・保育施設の割合	%	60	70	80	90	95	64	B	67	小学校等への円滑な接続を図るため、保育者が小学校等の教育を体験する研修を開催したほか、幼保小連携の好事例を収集し事例集にまとめて周知しました。また、架け橋期カリキュラム作成・実践の促進のため、幼保小の架け橋プログラム推進会議を設置しました。 架け橋カリキュラムを作成・実践している幼児教育・保育施設は251施設で、割合は64%であったことから、B評価としました。	幼保小の連携促進のため、幼保小の架け橋プログラム推進会議を開催し、会議で出された意見を基に各部署がそれぞれの役割分担に基づいて施策を検討・実施する体制を確立する必要があります。	幼保小の相互理解を進めるため、幼児教育・保育施設職員による小学校入学初期の授業参観、学校教諭との情報交換会を開催します。幼保小の架け橋期プログラム推進会議を開催し、会議で出された意見をもとに、連携促進の取組を進めます。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
025	公開保育研究事業	保育者の資質向上と保育の充実、幼保小連携を図るため、私立幼稚園や保育所等による公開保育研修会を開催します。	より良い保育の提供に向けて意欲が高まった公開園の保育者の割合	%	90	90	90	90	90	94	B	104	12園(公立保育園9園、私立保育園2園、私立幼稚園1園)で公開保育研修会を実施し、154人が参加した。公開園の保育者に対するアンケートでは、「より良い保育の提供に向けて意欲が高まった」と回答した保育者の割合は94%であったことから、B評価としました。	公開園の負担軽減にも配慮しつつ、引き続き市全域で研修会を実施することで、本市全域の保育の質の向上、小学校への接続の円滑化につながる機会となるよう取り組む必要があります。	12園で公開保育研修会を実施します。また、公開保育実施園の当日の活動案と、講師の先生の助言等をまとめた公開保育研修会実施報告書を、市内の幼稚園・保育所、小学校等と共有することで、保育者の資質向上や幼保小連携の充実に努めます。	ウ
026	幼保小連携教育研修会	保育園・幼稚園から小学校への保育・教育の円滑な接続を目指して、連携の趣旨についての理解を深め、関係各園、学校の情報交換を通して幼保小連携を充実させる意識を高めます。	参加人数	人	230	230	230	230	230	220	B	96	令和7年度幼保小連携教育研修会は、令和7年6月20日に開催し、参加者数が220名であったため、B評価としました。また、研修会後の自己評価において、資質向上が図られた教職員の割合が90%だったため、B評価としました。	関係幼保小による協議が確実に行われることで研修会がより意味のあるものとなります。参加者を確保し、充実した研修となるよう、関係各課とのさらなる連携を図る必要があります。今後とも幼保小連携の意義を伝え、貴重な研修の機会となるよう実施します。	充実した研修となるよう、テーマを焦点化して、講義、事例発表、グループ協議等を行います。特に、グループ協議ではよりよい意見交換につなげるために、幼保小の連携状況や所在地が近隣であるかをよく検討して意図的にグループを編成します。引き続き、目標達成に向けて、研修会運営の改善と所管課からの積極的なアプローチを行っていきます。	ウ
			研修会後の自己評価において、資質向上が図られた教職員の割合	%	99	99	99	99	99	90	B	91				
027	「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及	年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として認定します。また、認定園に通う保育が必要な園児の利用料を軽減します。さらに、多様な保育の受け皿確保のため、子育て支援枠の増加を図ります。	子育て支援枠の人数(翌年4月1日時点)	人	2,159	2,300	2,340	2,380	2,420	2,266	B	94	認定園に通う保育が必要な園児の利用料の負担軽減を行いました。また、「子育て支援型幼稚園」の新規募集を行い、新たに2園の幼稚園を認定しました。既存園の支援枠の見直しもあったことから、目標値の2,159人に対して、達成値が2,266人となったため、B評価としました。	幼稚園への就園を希望する保育が必要な幼児の保護者のニーズに応えられるよう、子育て支援枠の拡大が必要です。	新たに子育て支援型幼稚園を認定したり、今ある子育て支援型幼稚園の子育て支援枠の拡大を目指していきます。	ウ
028	保育人材確保対策の強化	保育士の処遇改善などの就業継続支援を図るとともに、新たな保育人材の確保対策を強化することで、安定的な施設運営を行います。	保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数	人	8,022	8,464	8,714	8,905	9,135	8,221	B	90	指標①について保育人材確保対策事業の実施を進めた結果、令和7年4月1日時点における市内保育士数が8,221人となり、目標数8,022人に対し100%以上を達成しているため、B評価としました。指標②についても保育需要を踏まえた認可外保育施設の保育士数について、令和7年4月1日現在における保育士数を維持できたため、B評価としました。	処遇改善を始めとした保育士確保施策について、年々都市間競争の激しさが増す中で、今後も本市の優位性を高める事業を展開していく必要があります。さいたま保育士応援手当等による保育士の処遇改善を進めると共に、保育体感ツアーや養成校に対するPR活動による本市の施策・保育施設の魅力発信など、総合的な施策を推進する必要があります。	処遇改善をはじめとした保育士確保施策に確実に取り組み、各施設の保育士確保を支援することで、安定的な施設運営に寄与します。	エ
			保育需要を踏まえた認可外保育施設の保育士数	一	確保	確保	確保	確保	確保	確保	B	100				
029	保育施設等への指導監督・相談支援の実施	保育施設等(認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設)の安心・安全な保育環境の確保や保育の質の向上を図るため、指導監督や各種相談事業等による訪問で保育運営に関する助言や相談等の支援を実施します。	1年に実施した施設の割合(%)	%	100	100	100	100	100	100	B	100	(認可)認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所(540施設)の午睡調査については586件、プール調査161件、保育相談99件、保育コーディネーターによる訪問等977件の合計1,823件の複数回訪問を実施しました。また、児童福祉法等による一般指導監査の結果を指導監督に繋げています。(認可外)認可外保育施設(123施設)の訪問について、計画通り立入調査123件全施設に対して実施し、加えて午睡調査97件及びプール調査27件、保育相談3件、保育コーディネーターによる訪問等13件の合計263件の複数回訪問を実施しました。計画どおり100%の市に相談しやすい環境を整えることができたため、B評価としました。	保育施設等(認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設)が市に引き続き相談しやすい環境を整備するにあたり、訪問時に良好な関係性を築き上げていく必要があります。	保育施設等(認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設)について、安心・安全な保育環境の確保や保育の質の向上を図るため、加えて施設が市に引き続き相談しやすい環境を整えていくため、1年に複数回の訪問を実施します。	ウ
030	保育所等におけるインクルージョンの推進	障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備(障害児の受け入れに対する補助金の交付)と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実(特別支援に関する研修)を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めます。	市が行う特別支援に関する研修等に参加した民間の幼児教育・保育施設の割合	%	54	60	61	62	63	53	B	84	保育者資質向上研修における「特別な配慮が必要な子の就学相談(しくみと保護者への接し方について)」をテーマにした集合研修の実施や、保育相談員の派遣相談などを実施しました。研修等に参加した民間の幼児教育・保育施設は358施設で、53%であったことから、B評価としました。	研修やカンファレンスの実施後においても、学びが保育実践に着実に結び付くよう、相談員の派遣等により継続的な支援を行ってまいります。また、障害児の受け入れに対する補助金の交付により、引き続き環境の整備を進めてまいります。	研修機会の拡充を図るとともに、施設のニーズに即した研修内容の企画・充実に取り組めます。また、保育相談員の派遣事業については、利用しやすい仕組みへと見直しを行い、現場支援の一層の活用促進につなげてまいります。	ウ
031	保育者資質向上研修事業	保育者の資質向上を図るため、絵本の読み聞かせや食物アレルギー対応、インクルーシブについてなど、保育者のニーズに合わせた研修会を実施します。	より良い保育、子どもとの関わりに生かされると感じた参加者の割合	%	90	90	90	90	90	97	B	108	保育者資質向上研修会を29回を開催し、延1,679人が参加しました。参加者へのアンケートで「より良い保育、子どもとの関わりに生かされると感じた」と回答した割合は97%であったことからB評価としました。	施設の現状やニーズに即した研修を企画する必要があるため、アンケート結果等を踏まえ、研修計画を検討してまいります。	29回の研修を実施する予定です。保育人材の確保・育成につなげる観点から、「実習生への適切な受入れ」について新たに実施をします。	ウ
032	幼児教育の指針推進事業	私立幼稚園・保育所等の就学前施設における幼児教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育・保育推進員の派遣を行います。	顔の見える関係づくりを図った民間の就学前施設の割合	%	68	77	86	95	95	76	A	80	幼児教育・保育相談員の派遣、保育者資質向上研修会の開催、保育コーディネーターの訪問等を行いました。幼児教育・保育相談員の派遣については、複数の派遣事業を統合し、施設類型を問わず利用できることとし、相談件数も増加しました。こうしたことから、顔の見える関係づくりを図った民間の就学前施設の割合は514施設で76%となったことから、A評価としました。	幼児教育・保育相談員の派遣について、単回の相談だけでは、保育の質の向上につながらない場合もあることから、利用後のフォローアップも心掛ける必要があります。	引き続き、幼児教育・保育相談員の派遣、保育者資質向上研修会の開催、保育コーディネーターの訪問を継続するとともに、制度の周知、利用の働きかけを行います。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績			R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価	R7				
046	幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する満3歳以上の幼児（幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児に限る。）の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものです。（子ども・子育て支援法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業）	事業の実施	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を実施したため、B評価としました。	引き続き事業の周知を図り、幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児の経済的負担の軽減に努める必要があります。	引き続き事業の周知を図り、幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児の経済的負担の軽減に努めていきます。	ウ
047	送迎保育ステーション事業	小規模保育事業の卒園者等の進級先として、幼稚園を利用できる環境を整備するため、幼稚園と連携した送迎保育ステーション事業を実施します。	送迎保育ステーションの利用者数	人	43	46	49	52	55	60	A	109	送迎保育ステーションについては、小規模保育事業所の卒園者も多数利用していることから、小規模保育事業所に対し、送迎保育ステーションのチラシ配布等を行った結果、利用者の増加が図れました。	送迎保育ステーション「おおみや」及び「むさうらわ」においては、送迎先幼稚園の減少により、利用者が伸び止まりとなっているため、新たに送迎先幼稚園を確保する必要があります。また、引き続き、利用者の確保に向け周知啓発に取り組む必要があります。	新たな送迎先幼稚園の募集を行うとともに、送迎保育ステーションの利用者数の向上に向けて取り組みます。	ウ
048	こども誰でも通園制度の実施	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな制度を実施します。	利用定員数	人	576	720	840	1,020	1,140	687	A	60	利用定員数について、新規実施事業者の募集を複数回行うことで施設数が増加し、利用定員数が目標数を上回る687名となったため、A評価としました。	利用を希望した施設が定員に達し利用が出来なかったという市民の声も上がっており、今後も利用希望者は増える見込みであるため、引き続き新規実施事業者の募集を行い、利用定員数の増加を図ります。	令和8年度についても、新規実施事業者の募集を行うことで利用定員数の増加を図るとともに、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使用することで、利用者の利便性の向上を目指します。	エ
049	多胎児家庭外出支援事業	多胎児を養育している家庭を支援するため、1歳未満の多胎児を養育する世帯に対し、育児支援や外出支援を行います。 多胎児家庭に対し、育児支援や外出支援を行うことで行政・地域・医療機関等と繋がりやすくし、多胎児家庭の育児の負担感・孤立感を軽減し、養育環境の安定を図ります。	利用世帯数	世帯	42	42	42	42	42	1	C	2	外出支援が必要である家庭に対する派遣依頼の総数1件に対し、全て派遣を実施しましたが、見込みである目標値42件に対し、1件となったため、C評価としました。	対象世帯への効果的な周知が課題であり、市HPや公式SNS、子育て応援ブック等を活用し、対象世帯への積極的な事業周知を図ります。	令和7年度までは、外出時の同行支援のみを実施していましたが、令和8年度からは、外出時の同行支援に加え、外出をしない場合でも着替えやおむつ交換などの子育て支援ができるようサービス内容を拡充しました。 また、事業内容拡充に伴い、事業名を「多胎児家庭外出支援事業」から「多胎児家庭サポート事業」に変更しました。	ウ
051	放課後児童クラブにおける障害児支援の推進	障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による巡回相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な配慮が必要な児童の育成支援を行うクラブを支援します。	事業の実施	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	令和7年4月1日時点において、324クラブ中160クラブにおいて284人の障害児を受け入れました。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。 専門知識を備えた職員等による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。 これらの取組により、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したため、B評価としました。	障害児及び特別な配慮を要する児童について、各児童の特性に応じた対応が必要という課題を解決するため、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに引き続き取り組んでいます。	令和8年度以降も引き続き事業を実施し、放課後児童クラブにおける障害児の受入体制を整えていきます。	ウ
053	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりの推進に資するため、0歳から中学校卒業前（令和6年10月からは18歳の年度末）までの子どもにかかると入院の医療費（保険診療一部負担金）を助成します。	受給資格登録率	%	99.5	100	100	100	100	99.7	B	100	すべての対象者に制度を利用してもらうため、受給資格の登録について、各窓口での案内、未登録者への勧奨等の取組により、目標指標を上回ることができたため、B評価としました。	・制度の対象者となるにもかかわらず、資格が未登録となっており、制度を利用できていない乳幼児・児童に対して、どのようにアプローチしていくか、効果的な周知方法の検討が課題となっています。 ・近年のインフルエンザの流行等により、受診機会が増加していることに伴い、医療費の増加も続いており、継続かつ安定した制度の運営にとつての課題となっています。	・すべての対象者が制度を利用できるように、効果的な周知方法を検討し、実施していきます。 ・適正受診のための啓発活動を引き続き行っていきます。	ウ
054	大学等進学「夢」支援	市内在住の要件を満たす高校3年生に対し、審査の上、大学等の受験料（上限5万3千円）と合格後の入学一時金（25万円）を支給します。	交付決定者	人	30	30	30	30	30	30	B	100	市内在住の要件を満たす高校3年生に対し、審査の上、事業費の交付決定人数の上限である30人に交付決定することができたため、B評価としました。	当該制度について周知を図る必要があるため、市報やSNS等での情報発信に努めてまいります。	引き続き、市内在住の要件を満たす高校3年生に対し、審査の上、大学等の受験料（上限5万3千円）と合格後の入学一時金（25万円）を支給します。	ウ
055	児童手当給付事業	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの児童を養育している者に児童手当を支給します。	事業の実施	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	令和6年度の制度改正に伴う所得制限の撤廃、対象年齢の拡大、第3子以降の支給額の増額を通年実施し、確実に児童手当の支給を行ったため、B評価としました。	定期的な制度改正に的確に対応し、遺漏なく支給を行うことが課題です。そのため、改正があった場合には、その内容について、担当者が十分に把握し、各区支援課への周知、連携を行います。	児童を養育している者に対し、児童手当を支給します。	ウ
056	多子世帯子育て応援金	少子化対策の取組の一つとして、多子世帯の育児に要する費用の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、第3子以降のお子さんが誕生した家庭に子育て応援金を支給します。	給付率（支給決定者／対象者）	%	80	80	80	80	80	91	A	114	令和7年度は対象児童1,021人のうち、927人に支給決定をし、応援金を支給しました。対象児童の8割以上に支給決定したことにより、A評価としました。	少子化対策に資する効果的な事業であるため、申請漏れ等がないよう、周知（PR）を強化し、積極的に広報活動に努めます。	市報やホームページをはじめ、出生届を受付する区民課の窓口や、保健センター、支援課等でのチラシの配布のほか、LINE等による情報発信を積極的に活用し、事業周知を行ってまいります。	ウ

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					実績			最終年度目標に対する進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度以降の方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7年度別評価	R7					
057	低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業	低所得の子育て家庭等の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。	給付率（交付決定者数／交付申請者数）	%	80	80	80	80	80	76	B	95	令和7年度は、交付申請者46人のうち、35人に交付決定をしました。交付率は76%であったためB評価としました。	より多くの対象児童に本事業を活用してもらえるよう、本事業の対象となる低所得の子育て世帯や学習支援事業の登録児童に広く周知を行います。	市ホームページや子育てWEB、LINEによる情報発信、子育て応援ブック等による周知を行うとともに、本事業の制度や目的について学習支援事業者へ説明を行い、学習支援事業登録児童に本事業の積極的な利用を促すよう働きかけを行います。また、同中学3年生及び高校3年生に対して、進学支援金助成事業の周知及び案内を実施します。	ウ	
058	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の実施	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	児童扶養手当の支給について、令和6年度の制度改正に伴う所得制限の緩和、第3子以降の支給額の増額を通年実施し、受給者への支払いを着実に行ったことから、B評価としました。	今後、児童扶養手当の制度改正があった際にも、引き続き遺漏なく対応し、支給業務を滞りなく行うことが課題です。そのため、改正があった場合には、その内容について、担当者が十分に把握し、各区支援課への周知、連携を行います。	父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育している者に対し、児童扶養手当を支給します。	ウ	
059	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸し付ける母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	事業の実施	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付において、必要な方への経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたためB評価としました。	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のため、支援を必要とする人に制度情報が届くよう、幅広く周知していきます。	事業の周知に努め、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	
060	ひとり親家庭等医療費支給事業	受給資格者〔1.母子家庭の母、2.父子家庭の父、3.養育者家庭の養育者（1人）、4.父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5.上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの（一定の障害のある児童については20歳未満）〕の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	登録率	%	92	92	92	92	92	94	B	102	すべての対象者に制度を利用してもらうため、受給資格の登録について、各窓口での案内、未登録者への勧奨等の取組により、目標指標を上回ることができたため、B評価としました。	受給資格があるにもかかわらず、受給していない家庭があることが課題として挙げられます。解決策としては、区役所の担当窓口である保険年金課と、本事業に関係の深い児童扶養手当の担当課である支援課との連携を密にし、対象者に対して資格登録申請の勧奨を行っています。	・すべての対象者が制度を利用できるように、効果的な周知方法を検討し、実施していきます。 ・適正受診のための啓発活動を引き続き行っていきます。	ウ	
061	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入等が困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	昨年度に引き続き、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費の支給をはじめとした必要な援助を行ったため、B評価としました。	経済的理由で就学援助を必要とする保護者が、必要とされる時期に援助を受けられる制度であることが重要であるため、適宜、制度の周知を行ってまいります。	引き続き、経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入等が困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	ウ	
062	幼稚園・保育所等と小学校の連携	小学校教諭が、保育参観を行ったり、幼稚園教諭や保育所保育士と情報交換を行ったりすることにより、幼稚園の教育内容や保育所の保育について理解を深め、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	「幼保小連携のための夏季保育参観研修」の実施	-	全ての小学校から教員が参加	全ての小学校から教員が参加	全ての小学校から教員が参加	全ての小学校から教員が参加	全ての小学校から教員が参加	104校／104校	B	100	「幼保小連携のための夏季保育参観研修」及び5年経験者研修「保育・幼児教育・療養体験研修」について、両研修を併せて全ての小学校から教員が参加することができたため、B評価としました。	本研修は、小学校教員を受け入れてくれる園所が十分にあって成り立っています。研修充実のため、引き続き既存の園所に協力を依頼し続けるとともに、新規の協力園所を開拓していく必要があります。	毎年、新規採用教職員を含め、保育参観研修等の未経験教員がいるため、今後も本研修を引き続き実施します。	ウ	
063	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	保育の受け皿の確保や住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者（株式会社、NPO法人など）の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。	社会福祉法人以外の法人の参入を促進	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	令和7年度に整備を行った保育施設8施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所）の運営主体は、社会福祉法人が4か所、株式会社2か所、学校法人が1か所、医療法人社団が1か所となり、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるため、B評価としました。	認可保育施設の整備事業にあたっては法人種別による制限を行わないものの、保育の質や事業の持続性の確保のため、財政状況や保育事業の運営実績に基づく適切な審査を実施する必要があります。	多様な事業者の能力を活用した施設整備に向けて、普及啓発に取り組みます。	ウ	
064	父親の子育て参加の促進	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センター等での父親向け講座、イベント等を開催するとともに、周知・啓発を行います。また、実施内容の向上を図り、講座・イベント等の参加機会を増やします。	父親向けのイベントの参加者のうち、今後の子育てに役立つと感じた割合	%	90	90	90	90	90	97	B	108	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センターにてパパサウンダーとして、父親向け講座、イベント等を開催しました。パパサウンダー等でのアンケートの結果、今後積極的に子育てに参加したいと回答した割合が97%となり、目標値を達成したため、B評価としました。	引き続き、来室できない市民への対応として、オンラインアプリを活用した講座やイベントを行い、参加者の満足度を高める取組を実施します。	日曜日以外も父親の育児参加を促す取組を実施するとともに、子どもと一緒に遊べるプログラムを取り入れておりますが、引き続き、親子で参加できるイベントやプログラムの充実に取り組みます。	ウ	
065	祖父母世代による地域の子育て活動の促進	祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るため、現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる冊子の作成や単独型子育て支援センター等での講座を開催します。	孫育て講座の参加者のうち、今後の子育てに役立つと感じた割合	%	90	90	90	90	90	98	B	109	現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる祖父母手帳の作成や単独型子育て支援センター等での孫育て講座を実施しました。孫育て講座でのアンケートの結果、今後の子育てに役立つと感じた参加者の割合が98%と目標値の109%となったため、B評価としました。	引き続き、講座に参加できない市民への対応としてオンラインアプリなどの活用を行い参加者を増やします。	引き続き、祖父母の子育て参加を推進するため、祖父母手帳の作成や孫育て講座を実施していきます。	ウ	

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
066	インクルーシブ子育て支援の実施	養育者が抱く子どもの発達・発育上の「心配事」や、子ども自身の「困り感」に合わせた支援を行う「インクルーシブ子育て支援」の理解を広げるため、保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に地域の子育て支援力の向上を目的とした研修を実施します。	子育て支援者向け研修会の開催数	回	6	6	6	6	6	7	A	116	保育所(公立、民間)、認定こども園、子育て支援センター、児童センター、幼稚園等の保育施設の子育て支援に携わる職員を対象に子育て支援者向け研修を実施しました。令和7年度は7回実施し、延べ391名参加があったため、A評価としました。	地域の子育て支援者の現状とニーズに合った研修テーマを工夫していくことが課題です。インクルーシブ子育て支援事業と連動しながら、現場のニーズを研修テーマに反映させていきます。	今年度は「子どもが安心できる関わり」や「保護者支援」等のテーマで、6回の子育て支援者向け研修を計画しています。	ウ
067	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。	ブックスタートバック配布率	%	90	90	90	90	90	99	A	110	令和5年度より、絵本の配布方法を見直し、産婦新生児訪問・ハローエンゼル訪問等にて子育て家庭に絵本を配布するとともに、単独型子育て支援センターにて、絵本の読み聞かせやアドバイスを実施しました。配布率が99%となり目標値を達成したためA評価としました。 (対象人数: 9,005人、絵本配布数: 8,938人)	本事業は、絵本の配布に加え、絵本の読み聞かせについての助言をするものであり、より多くの家庭に当事業に参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知します。	引き続き、絵本などが入ったブックスタートバックをプレゼントするとともに、絵本の選び方や読み聞かせ方のアドバイスを実施します。	ウ
068-1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	【契約課】 入札制度において、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する取組を評価し、入札制度における優遇措置等を行います。	事業の実施	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する企業のうち、従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局に提出した場合、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合において、発注者別評価点として10点を加点了。また、従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合において、発注者別評価点として10点を加点了。 また、総合評価方式で入札する案件について、次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある、又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている入札参加者に対し、評価点に2.0点を加点了。以上のことから、B評価としました。	当市の評価項目は他の政令指定都市の評価項目よりも多いことから、評価項目の加点を見直す際に、評価項目の整理や他の子育て支援施策等で評価できるか検討しています。	引き続き、建設工事競争入札参加資格審査の発注者別評価点及び総合評価方式の評価点による加点を行います。	ウ
068-2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	【人権政策・男女共同参画課】 ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、「さいたま市内企業等男女共同参画研修会」を開催します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座を実施します。	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した(理解した)と回答した受講者の割合	%	95	95	95	95	95	96	B	101	男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座をオンラインにて2講座実施し、講座参加者に対するアンケートにおいて、理解が深まったと回答した受講者の割合が96%となり、目標値をおおむね達成していることからB評価としました。 また、令和7年度は「さいたま市男女共同参画推進事業者」の表彰を実施しませんでした。また、「さいたま市内企業等男女共同参画研修」を実施し、「男性の育休取得促進について」をテーマに、ワーク・ライフ・バランスに関する内容なども含めて、企業等への男女共同参画に関する意識の啓発を行いました。	より多くの方にワーク・ライフ・バランスを意識していただけるよう、継続して講座等を実施する必要があり、オンラインも含めた実施手法や実施内容について、受講者のニーズに合わせた講座を実施していく必要があります。	「さいたま市内企業等男女共同参画研修会」、主催講座等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	ウ
068-3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	【子育て支援課】 父親が子育てに参加するきっかけを作るため、妊娠・出産による母親の身体的・精神的変化や仕事と家庭の両立に関する各種支援制度等を掲載した父子手帖を作成します。	(R7) 父子手帖の発行部数(冊) (R8～) 父親向け家事・育児等の情報発信の実施	冊(R7)	10,000	実施	実施	実施	実施	10,000	B	—	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を発行し、母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配布しました。目標部数通りの発行ができたため、B評価としました。	デジタル化したことによる父子手帖の周知が課題であるため、産婦新生児訪問等の際に配布する子育て情報周知チラシへの掲載や子育て応援ブックへの掲載による周知を図ります。	令和8年度から冊子の作成を廃止し、電子データをホームページに掲載します。	イ
068-4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	【企業成長推進課】 SDGs企業認証制度におけるチェックリストの普及	SDGs企業認証制度の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	SDGs推進マニュアルを作成し、SDGs認証企業だけでなく、これからSDGsの取組を進める企業や個人事業主等へ周知を図りました。また、SDGs認証企業事例集の作成により、SDGs認証企業の取組内容を本市ホームページや電子書籍等で周知を行いました。令和7年度新規SDGs認証企業数が38社、累計293社となり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に寄与したため、A評価としました。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を含むSDGsに取り組む事業者の増加を図るため、引き続きセミナーの開催や企業へのヒアリング等、適切な支援を行う必要があります。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を含むSDGsに取り組む事業者の増加を図るため、SDGs推進マニュアルを社会経済情勢を踏まえた内容に改定します。あわせて、認証制度に関心のある企業を対象に説明会等を実施し、SDGs企業認証制度におけるチェックリストの周知を図るとともに、引き続きSDGs事例集の作成やコミュニティ活動等を通じて、SDGs経営の推進を図ります。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
068-5	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	【労働政策課】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けて、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができるようにするため、働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布するとともに、働き方改革の推進に関連する法令や施策等を市ホームページに掲載するなどして、働き方改革の周知・啓発を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができるようにするため、働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成し、市内公立高校を中心に配布しました。また、働き方改革の推進に関連する法令や施策等を市ホームページに掲載するとともに、企業向けメールマガジンを配信するなど、働き方改革の周知・啓発を行ったためB評価としました。	ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、勤労者個人の意識改革だけでなく、企業の労務担当者・管理職・経営者に対し、勤労者のワーク・ライフ・バランスを考慮した職場環境の整備を促す必要があります。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けて、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができるようにするため、働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布するとともに、働き方改革の効果的な周知・啓発について検討します。	ウ
069	スクールサポートネットワーク推進事業	学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちをはぐくむために、学校と地域の連絡・調整等を担う学校地域連携コーディネーターを配置するとともに、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画したスクールサポートネットワークによる地域学校協働活動を推進します。	(R7) 「学校での教育に役立てることが ができる地域にある素材や人材を豊富に知っていますか」に「そう思う」「ややそう思う」と回答した学校の割合 (R8～) 地域や社会をよくするために行動しようとしている児童生徒の割合	%	86	84	84	84	84	93	B	—	令和7年度の調査において、「学校での教育に役立てることが ができる地域にある素材や人材を豊富に知っていますか」に「そう思う」「ややそう思う」と回答した学校の割合が、93%となったため、B評価としました。	子どもが参画する機会の創出、コミュニティ・スクールに係る情報の発信、当事者として推進する人材を育成するための研修に取り組み、地域協働活動を推進していきます。	学校や地域の活動に対する子どもの参画の現状を把握しながら、取組の方向性の整理に努めます。また、各校における実践・取組の改善に活用出来る実践事例集やコミュニティ・スクール通信を発信します。加えて、様々な立場の職員を対象とした研修を実施します。	ウ
070	子ども・青少年希望基金の運用	本市の未来を担う子ども・青少年が生まれ育った環境に左右されることなく、その個性が尊重され、健やかに育ち、自立し、夢と希望を持ち、輝けるよう、子ども・青少年を社会全体で育む取組を安定的かつ継続的に進めることを目的として設置しました。 困難を抱える子ども・青少年・子育て家庭の支援や、体験活動などを通じた子ども・青少年の健全育成に関する事業に活用していきます。	寄附金額	千円	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	22,882	A	25	市ホームページやSNS、市報への記事掲載、自治会掲示板や公共施設でのポスター掲示、市内イベントでのチラシの配布などを通じて、積極的な事業周知を行った結果、目標値10,000千円に対して22,882千円の寄附が集まったため、A評価としました。	基金の安定運用を通じて子ども・青少年を社会全体で育む取組を、安定的かつ継続的に進めるため、今後さらに積極的な事業周知をし、寄附を獲得する必要があります。	令和8年度も周知ポスターやチラシを作成し、積極的な事業周知を実施するとともに、基金充当事業を拡大します。	エ
071	子ども家庭総合センター管理運営事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、子ども家庭総合センターの管理・運営を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	民間ノウハウを活用した指定管理者による市民コンタクトスクエアの運営を始め、子どもや家庭が気軽に利用できる相談・交流の場を提供し、子どもや家庭の抱える課題を適切な相談支援につなげました。また、センター内の各専門相談機関で定例的な意見交換や情報共有を行い連携を図ったほか、施設の点検、修繕等の適切な維持管理業務をとおして、利用者が安心して利用できる環境確保に努めました。これらのことから、適切な運営がなされていると評価し、B評価としました。	開館から8年以上が経過し、施設の老朽化が進行し、修繕等の必要性が増していることから、施設の利用状況等を踏まえた適切な維持管理の実施が求められています。	令和7年度に引き続き、子どもの居場所機能と相談機能を一体的に提供し、気軽に立ち寄れる環境を通じて、課題の早期把握及び支援につなげるほか、専門相談機関が連携し、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援していきます。また、施設の点検、修繕等を実施し、適切な管理・運営を行っていきます。	ウ
074	保育コーディネーター	各区役所支援課に保育現場に長年携わった公立保育園長経験者である保育コーディネーターを配置し、保育施設等に通われているおさんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行い、地域における保育施設の質の向上を図ります。 また、必要に応じて保育施設等に中立的な立場から専門的な助言を行い、おさんが安心して保育所等に通えるよう利用者支援を行います。	保育コーディネーターの人数	人	10	10	10	10	10	10	B	100	目標値である全区(10区)で配置を維持していることからB評価としました。	効果的・専門的な助言を行えるようコーディネーター間での情報共有・連携が必要となります。引き続き各区のコーディネーターの連携強化に努めていきます。	計画期間の全てで目標通り事業を実施できました。今後も多数の相談支援業務が見込まれることから、令和8年度以降も引き続き、全区での保育コーディネーターの配置を行い、保育の質の向上を一層強化していきます。	ウ
076	なんでも子ども相談窓口・なんでも若者相談窓口の実施	子ども家庭総合センターに総合的な窓口を設置し、相談者の思いや悩みを受け止め、相談に訪れた市民に対し適切な情報提供を行うとともに、専門相談機関と連携した支援を行います。	なんでも子ども相談窓口利用者アンケートで「不安が和らいだ」と回答した人の割合	%	90	90	90	90	90	98.1	B	109	令和7年度は「なんでも子ども相談窓口」にて来所・メール・オンラインによる相談を実施した対象者1,062人のうち、106人(9.9%)から回答を得ました。そのうち「不安が和らいだと感じられたか」という質問に対し、「とても感じる」(88人)、「まあ感じる」(16人)と回答をした人の割合は98.1%と、目標値である90%を達成できたためB評価としました。	「不安が和らいだと感じられたか」と回答した割合については達成しているものの、アンケート回収率が対象に対して9.9%と低いため、ホームページ作成支援システムによるアンケートの通年実施を継続する他、来所相談利用者に対するアンケート(アンケート用紙を配布)実施月を年2回から3回に増やし、回収率を上げる取組を行います。	アンケートの回収率を上げる取組を行うことで、より多くの市民の意見を集約し、その結果を相談事業の質の向上や運営改善につなげながら、事業を継続して実施していきます。	ウ
077	さいたま子育てWEB事業	子育てに関する制度をはじめ、施設情報や、相談先など、子育てに関する様々な情報を一元的に把握し、子育てをしている方やこれから子育てをする方等のためのWEBサイトを運営します。	掲載情報の内容更新	回	12	12	12	12	12	12	B	100	子育てに関する制度をはじめ、保育施設や遊び場、相談窓口などの様々な情報を一元的に発信するウェブサイト管理・運営を行いました。掲載情報の内容更新を月1回以上実施したため、B評価としました。	市民が必要とする情報を提供できるよう子育てWEBの掲載コンテンツの充実を図ります。また、子育て応援ブックへの掲載等により、子育てポータルサイトとしての認知度向上に努めます。	子育てに関する制度をはじめ、保育施設や遊び場、相談窓口などの様々な情報を一元的に発信するウェブサイトとして、継続的に情報の更新を行い最新の情報を提供できるように努めます。	ウ
078	子育て支援ネットワーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワークの充実を図ります。	会議の実施回数	回	1	1	1	1	1	1	B	100	子育て支援ネットワーク会議を通じ、子育て支援に係る様々な課題について情報共有を実施したため、B評価としました。	庁内課所のみならず庁外関係機関も複数関与することから、会議形式で開催が難しい場合は、子育て支援ネットワーク会議参加機関の意向を確認しながら、開催方法を検討するなど、有意義な情報共有等が行えるよう会議を実施していきます。	引き続き、有意義な情報共有等が行えるよう子育て支援ネットワーク会議を実施していきます。	ウ
079	子育て応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。	発行部数	冊	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	B	100	子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に部数を精査し、子育て応援ブックを50,000冊発行し、市内公共施設で配布をし、進捗状況100%であったことから、B評価としました。	「正確で最新」かつ「誰でも分かりやすい」情報を、限られた紙面で提供するため、子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、紙面の構成を検討するなどより分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。	引き続き、庁内外に幅広く分散している市内の子育て情報を一元的に発信することで、子育て世帯に必要なサポートを行います。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績			R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価	R7				
080	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。	研修会の実施	回	1	1	1	1	1	1	B	100	相談員の資質の向上を目的に開催している研修会について、児童相談所職員に講師を依頼するなど、幅広い知識の習得に努めたため、B評価としました。	相談内容が複雑化しており、専門性も高く多岐な対応を求められるため、関係機関と連携していく必要があります。	引き続き、関係課と連携し、内容を検討のうえ実施していきます。	ウ
081	子育て講座の開催	小学校の就学時検診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を実施します。	実施した学校の割合	%	55	55	57	57	60	62	A	103	子育てセミナーを実施した学校数が101校であり、実施校割合が62%となったため、A評価としました。	未実施の学校が存在するため、実施校数割合を上げることが課題です。講師の数を増やし、学校への情報提供に努めます。	課題の解決に向けた取組を行いながら、方向性は変えることなく取り組みます。	ウ
082	男女共同参画に関わる相談	家族、人間関係などに関し、専門家による法律相談等を実施します。	事業の実施	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	家族、人間関係などに関し、専門家による法律相談等を適切に実施できたため、B評価としました。	様々な問題を抱えた方が専門家による法律相談等につながるよう、市報、市ホームページ等による周知を実施します。	問題を抱えた方が解決につながるよう、専門家による法律相談等を実施します。	ウ
083	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画推進センターにおいて、子育て、夫婦、離婚等を考える機会とする講座を開催します。	男女共同参画の講座等の内容を理解した人の割合	%	90	90	90	90	90	100	A	111	男女共同参画推進センターにおいて、子育て、夫婦、離婚等を考える機会とする講座をオンラインにて4講座実施し、講座参加者に対するアンケートにおいて、講座の内容を理解したと回答した受講者の割合が100%となり、目標値を上回っていることからA評価としました。	より多くの方に子育て、夫婦、離婚等を考える機会をもていただけるよう、継続して講座等を実施する必要があり、オンラインも含めた実施手法や実施内容について、受講者のニーズに合わせた講座を実施していく必要があります。	今日的な課題を捉えたテーマを検討し、子育て、夫婦、離婚等を考える機会となる講座等を実施します。	ウ
084	ワークステーションさいたま運営事業	ワークステーションさいたまにおいて、国の職業相談・紹介と連携してキャリア・コンサルティングや内職相談などを実施するほか、子育て世代を含むあらゆる世代の求職者に向けた就業支援を実施します。	ワークステーションさいたま利用者数	人	10,300	10,250	10,300	10,350	10,400	11,538	A	111	埼玉労働局と協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、キャリアコンサルティングや内職相談、子育て世代を中心とした就労支援等を実施した結果、延べ利用者数が11,538人となり、目標値を110%以上達成したためA評価としました。	働き方やライフスタイルが多様化するなか、求職者の様々なニーズ、状況等に応じる必要があります。そのため、より丁寧な就労支援を行っていきます。	埼玉労働局やハローワーク浦和等の関係機関と連携しながら、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、職業相談・紹介、内職等相談、家庭と仕事の両立相談、キャリアコンサルティングやセミナー等の就労支援を実施します。	ウ
087	さいたま市子ども急患電話相談事業	子どもの急な病気やけがに関して困ったとき、看護師や保健師などから症状に応じた救急医療の相談や応急処置方法の助言などのアドバイスを受けることができます。	事業の実施	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	休日や夜間帯等における子どもの体調に関する相談業務を通じた早期の対応を目的としたさいたま市子ども急患電話相談事業を実施したため、B評価としました。	新たにさいたま市子ども急患電話相談事業の対象となった方が当該事業を知らないことで事業が利用できないことが課題となっています。そのため当該事業について、より多くの方が認知できるように情報発信を増やす必要があります。	対象者に活用いただけるように広く周知し、さいたま市子ども急患電話相談事業を継続します。	ウ
089	青少年の主張大会	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、青少年の主張大会を開催します。	応募人数	人	761	761	761	761	761	1,148	A	153	募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知等を実施した結果、応募数が目標を大きく上回ったため、A評価としました。	今後より多くの応募人数を確保する必要があります。そのために、募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知等のほか、市内学校に対して校長会や幹事会等での協力依頼を実施します。	引き続き、募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知等のほか、市内学校に対して校長会や幹事会等での協力依頼を実施します。	ウ
090	人権尊重意識の醸成	様々な人権課題の解決を図るため、講演会、研修会、職員を対象とした各種研修、啓発物品及び啓発冊子の配布、人権擁護委員協議会等の各種団体と連携した人権啓発活動等を実施し、あらゆる人々の人権尊重意識の普及・高揚を図ります。	講演会及び研修会において、人権問題についての関心や理解が深まった参加者の割合	%	90	90	90	90	90	86.5	B	96	市民一人ひとりが各種人権課題に対する正しい知識を持つとともに、互いを尊重する意識を高めてもらうことを目指し、研修会および講演会を実施しました。参加者の理解度が目標値である「90%」に到達しなかったため、評価を「B」としました。	人権課題が複雑化、複合化する状況において、多様化する課題に応じた効果的な啓発活動の実施が求められています。今後も、子ども・若者を含めたあらゆる人々の権利や個性が尊重される社会の実現を目指して、より効果の高い啓発内容を検討します。	令和7年度における人権啓発講演会の参加者理解度が90%を下回りましたが、複雑化する人権課題に対応するため、将来的に大きな課題となりうるテーマを設定して実施したことなどから、参加者の理解が想定した程度までにはつながらなかったものと考えます。令和8年度以降につきまては、市民の関心に沿うテーマの設定を行うとともに、市民に分かりやすく、理解が深まる講演内容や開催方法などを検討して実施します。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績			最終年度目標に対する進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度以降の方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7年度別評価	R7					
091	人権教育推進事業	学校の教育活動全体を通して、人権意識の向上を図り、人権の意義・内容や重要性への理解を深め、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成するために、教職員を対象とした研修会の開催、人権教育・啓発資料の作成などに取り組みます。社会教育においても、様々な人権問題を身近な問題としてとらえ、人権への配慮が態度や行動に現れるよう、公民館における「人権・同和問題の理解を図る講座」の開催の支援や、人権教育集会所で人権講演会や主催事業の実施などに取り組みます。	(R7) 校内人権教育研修会の実施校数の割合 (R8～) 人権教育研修の受講により人権尊重の理念と人権課題の実態を理解した教職員の割合	%	95	90	90	90	90	100	B	—	計画期間中、校内人権教育研修を全市立学校168校(小学校104校、中学校58校、特別支援学校2校、高校3校、中等教育学校1校)で実施し、実施校数割合が100%に達したことで教職員の人権尊重意識の高揚を図ることができたためB評価としました。 また、人権教育集会所近隣の多様な主体(市立学校、自治会、地域福祉団体等)と連携した主催事業を昨年度から1回増やすことで年間7回の実施し、地域の関係団体と継続的に連携・協力できたためB評価としました。	・インターネット上の人権侵害が同和問題や性的マイノリティなど、他の個別の人権課題に密接に関連することから、差別や偏見等の現状や実態を理解するために、継続的に関連する法令の周知や有識者・当事者からの講話を行うなど、研修会を充実させ、人権尊重の精神の涵養を図る必要があります。 ・人権教育集会所における主催事業・各種サークル活動ともに参加者が増加しているが、参加者の高齢化が進んでいることから、より幅広い年齢層の方が参加しやすいような取り組みが必要があります。	・学校人権教育においては「子どもの人権」を個別の人権課題として取り上げ、管理職・教職員対象の各種人権教育研修会において理解を深めるとともに、学習指導案や学校の教育活動の好事例を掲載した「ほほえみ～新人権教育実践事例集」の授業での活用を促し、権利の享受主体であることを認識させ、自他の人権を尊重する児童生徒の育成に努めます。 ・人権教育集会所は、人権教育の推進拠点、地域住民の交流の場として、幅広い年齢層の方が参加しやすいよう、主催事業内容の見直し、地域の学校や福祉団体等の多様な主体のニーズを把握し、より連携した主催事業の開催と各種サークル活動の支援を実施します。	ウ	
092	ノーマライゼーション普及啓発事業	障害のある人もない人も共に安心して地域社会で暮らすことができるよう、障害に対する理解を深めるためのイベント等を開催し、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図ります。	各種啓発イベントの参加者数	人	3,200	4,000	4,000	4,000	4,000	5,040	A	126	令和7年12月6日(土)にプラザノースおよびその周辺施設において、『『障害者週間』市民のつどい』を開催し、参加者数3,171人となりました。高嶋弘之氏による講演、市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所等と連携し、障害について理解を深めるブース、ダンスや演奏などのステージ発表、バラスポーツ体験など、より多くの方に来場していただくために実施内容の充実を図りました。 ノーマライゼーションカップは、女子日本代表チームと女子オーストラリア代表チームによるブラインドサッカー国際親善試合を実施し、参加者数は1,468人となりました。付随イベントとして、ブラインドサッカー体験教室や障害者スポーツ教室を実施し、障害のある人もない人も楽しく参加できるイベントとなるよう工夫しました。 その他啓発イベントの参加者数を含め合計参加者数が5,040人となったため、A評価としました。	イベントの開催について、運営主体である障害者団体や、イベントに参加いただいた関係団体の関係者の参加が多いため、障害者のある方と普段関わりのない市民にいかに関心への興味、関心を持ってもらうかということが課題として挙げられます。 広報・周知については継続して実施しており、令和7年度には全地域の自治会へイベントのポスターを掲示してもらうなど、様々な手法で周知していますが、若年層や、これまで感心を持ってこなかった層への周知が十分でないと考えられます。 また、イベント内の催しについても、今までの取り組みを継続しつつ、より広い市民の方に関心を持ってもらえるような催しの開催を検討する必要があると考えます。	特に若年層や、これまで感心を持ってこなかった層を意識した情報発信や催しの開催について検討し、障害者に対する理解を深めるとともに、ノーマライゼーションの理念がより普及するよう工夫を進めていきます。	ウ	
093	特別支援教育の推進事業	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上を図ることで、共生社会を形成し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。	研修の実施回数	回	20回	26回	26回	26回	26回	20回	B	77	教職員の特別支援教育に係る専門性の向上のため、管理職、特別支援学校担当者、特別支援学級担当者、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターを対象にオンラインや動画等による研修を合計20回実施しました。	特にありません。	共生社会の形成を目指し、教職員の特別支援教育に係る専門性を向上させることが、児童一人ひとり教育的ニーズに応じた指導・支援につながることから、教職員の研修の実施回数を増やし、本事業を継続します。	ウ	
094	子ども・若者の提案	未来を担う子ども・若者から、市のまちづくりに関する提案を聴く機会を設けることにより、子ども・若者からの提案を市政に反映することを目的とします。	年間実施件数	テーマ	2	2	2	2	2	2	B	100	子ども・若者の提案について、2テーマで実施をしたためB評価としました。	対象としている小学5年生から高校3年生までに対して、テーマ内容や提出方法がわかりやすい資料を作成し、意見を提出しやすい環境とすることにより効果の高い事業となるよう実施方法を検討していきます。	子ども・若者にとって親しみやすいテーマ・質問となるようテーマ担当課と調整していきます。	ウ	
095	意見表明等支援事業	児童の福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、児童からの意見聴取等適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を助案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行います。	事業を利用したことのある子どもの割合	%	28	28	28	28	28	38.4	A	137	延べ一時保護児童数367名に対し、141名に面接を実施し、利用率が38.4%となったことから、A評価としました。	里親等、他の措置児童への事業拡大が課題となります。	一時保護施設に加え、市内の児童養護施設及び児童心理治療施設に展開します。	エ	
096	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かで健やかに児童生徒をはぐくむため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	チャレンジスクールに参加して学びや体験を得られたと思う児童生徒の割合	%	95	95	95	95	95	97.1	B	102	チャレンジスクールに参加する児童生徒に対してアンケート調査を行い、チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合を算出した結果、97.1%であったため、B評価としました。	チャレンジスクールの活動内容を児童生徒にとってより魅力的なものとするため、ボランティアに新たなプログラムを紹介します。また、ボランティア不足の解消に向け、大学や専門学校との連携、募集の広報に一層努めます。	地域住民、団体等の参画を得て、児童生徒の多様な活動を実施するチャレンジスクールを引き続き推進し、地域社会の中で、心豊かで健やかな児童生徒をはぐくんでいきます。 民間活力を導入したさまざまな魅力あるプログラムを提供することにより、児童生徒の知的好奇心の向上を図るとともに、参加児童生徒及びその保護者並びに運営するスタッフの満足度の向上を図ります。 この他、ボランティアスタッフを対象とした研修会を開催するとともに、各チャレンジスクールの巡回訪問等を実施することにより、各校の実行委員会への一層の支援を行っていきます。	ウ	
097	二十歳の集い	新しい人生の門出を祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとともに、今後の活躍と将来の幸せを願うため、二十歳の集いを実施します。	参加満足度(二十歳)	%	93	93	93	93	93	97	B	104	昨年度同様市内10区を一括開催とし、二十歳対象者12,621人に対し、9,302人の二十歳の方に参加いただきました。当日式典に参加いただいた方々にアンケート調査を実施し、回答者数1,622人(家族含む)のうち、1,583人の方によかったと回答をいただきました。参加満足度は97%となり、目標値である93%を達成できたためB評価としました。	円滑な運営を目標とし、安全の確保に十分留意しながら、二十歳の方の新しい人生の門出を祝福します。	令和8年度は埼玉スタジアム2〇〇2で初めて開催しますが、引き続き参加満足度を向上できるよう、運営方法や企画内容を検討していきます。	ウ	

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
098	グリーンライフ狼花キャンプ 場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャン プ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協 調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用 の推進を図ります。	利用者満足度	%	90	90	90	90	90	98.6	B	109	カウンセラー会議や研修等により一定レベルの運営の質を 確保するとともに、整備作業や日々の巡回活動により施設の 維持管理に努めました。 昨年度実施した利用者アンケート では、98.6%の利用者に満足したと回答いただき、目標値で ある90%を達成したためB評価としました。	引き続き、市報やホームページ等で利用周知するとともに、 安全に施設を利用できるよう、日々の維持管理や計画的な 修繕を進めていく必要があります。	引き続き、市報やホームページ等で利用周知するとともに、 安全に施設を利用できるよう、日々の維持管理や計画的な 修繕を進めていきます。	ウ
099	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作 などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する 児童センターの充実を図ります。	子どもの意見や要望が児童セ ンターの活動や運営に反映さ れていると感じると回答する割 合（児童）	%	81	83	85	87	89	82	B	92	昨年度に引き続き「児童センターの図書を更新」をテーマに 子ども運営会議を3館で開催しました。昨年度実施した利用 者アンケートでは、81.5%の方に意見が反映されていると感 じると回答いただき、目標値である81%を達成したためB評 価としました。	子ども運営会議参加メンバーの年齢層の偏りがみられるた め、幅広い年齢層に参加を呼び掛ける効果的な周知が必要 と考えます。先行して子ども運営会議を実施したセンターで 得られたノウハウを別テーマや他センターで活かすことがで きよう、情報共有しながら事業を継続していきます。	令和8年度は子ども運営会議のテーマを増やして実施する ことで、子どもの意見を積極的に取り入れた運営を行い、よ い児童センターとなるよう、引き続き取り組んでいきます。	ウ
100	「未来（みら）くるワーク体験」 （中学生職場体験事業）	キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、 勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考 える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、「未 来（みら）くるワーク体験」（中学生職場体験事業）を 実施します。	（R7） 仕事をすることは人の役に立 つことだと思う」の質問に對し る活動後の回答のうち「そう 思う」と回答した生徒の割合 （R8～） 仕事をすることは人の役に立 つことだと感じている生徒の割 合	%	90	90	90	90	90	87	B	97	職場体験に参加した生徒を対象にアンケートを実施し、「仕 事をするとは人の役に立つことだと思う」の質問に対して 「そう思う」と回答した割合が87%となり、達成値の90%には 届かなかったが、「どちらかといえばそう思う」を含む肯定的 な回答をした生徒の割合は99%を超えており、働くことで社 会に貢献できるという勤労の意義の涵養には一定の効果 が見られているものと考え、B評価としました。	市長部局、包括連携協定企業等と連携した広報活動によ り、受入事業所の拡大を図ります。また、当課で作成してい る学校向けマニュアルや事業所向けの手引きを見直し、生徒 が安心して体験できる環境を整えます。	令和7年度同様、原則中学校第2学年で3日間の実施とし ます。事業所拡大のための広報、オンラインを活用した職場 体験の実施、既存コンテンツの充実及び新たなオンラインプ ログラムの開発を進めることにより、すべての生徒に学びの 機会を保障し、より質の高い体験の提供を目指します。	ウ
101	子どもの社会参画推進事業	子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識 を醸成を図るため、子どもたちが自分たちの力で仮想 のまちをつくり、そこで、働き、お金を稼ぎ、物を買っ たり、サービスを受けたりする社会体験ができる「子ども が つくるまち」を実施します。	（R7） 参加してよかった等と回答した 参加者の割合 （R8～） 社会参画意識が高まったと答 えた参加者（事業に参加した子 ども）の割合	%	90	90	90	90	90	96.5	B	—	市内2か所で子どもが つくるまちを実施し、2,289人が参加 しました。参加した子どもにアンケートを実施し、96.5%が参 加してよかった等の回答となったため、B評価としました。 また、令和7年度は、「子どもスタッフ」のうち、代表の10人 が、仮想のまちづくりに参加した経験を基に、実際に暮らす さいたま市に対して抱いた意見等を発表する「市長との意見 交換会」を開催しました。	会場参集形式に加えて、オンライン開催の更なる充実や日 程の見直し、実施会場を増やすなど、より多くの子どもたち に参加してもらえるような工夫や提案を促すような取組を検討 していく必要があると考えます。	引き続き、市内2か所での開催と共に、オンライン等により 会場に集まらなくても参加できるようにし、会場に参集する形 式とオンライン形式のハイブリット式で開催することを想定し ています。 また、令和7年度に引き続き「市長との意見交換会」の開催 を予定しています。	ウ
102	保育所等地域交流活動の充 実	園庭開放、世代間交流、交流保育等を通して、お年寄 りとの交流など、地域の人々と触れ合う機会を増やし、 人と関わる力を育てます。	保育所等地域交流活動を行っ ている施設数	園数	286	288	290	292	294	280	B	95	実施施設数が280施設（98%）であったため、B評価とし ました。	社会の閉塞化等に伴い、地域の繋がりが必要が高まっ ている中、本事業についても継続した需要が見込まれます。 今後の社会状況の変化や利用状況等の推移を注視し、保 育施設整備と併せて、活動を主体的に行う施設数を増や していく必要があります。	引き続き補助金の交付を行うなど、安定した世代間交流事 業等を供給できるよう努めるとともに、地域の繋がり の社会 需要について、施設等への周知を図ります。	ウ
103	早期起業家教育事業	市内小・中学生に対し、一連の実践的なビジネス体験 プログラムを提供することにより、起業家精神（アントレ プレナーシップ）の醸成及び将来の地域経済を担う人材 の育成を図ります。 （通称：“さいたま”あんといれすくーる）	（R7） 参加者満足度 （R8～） 「成長を感じた」参加者の割合	%	95	90	90	90	90	100	B	—	令和7年度事業にかかる終了後アンケートでは、100%の 参加者が「とても満足」（60.9%）または「満足」（39.1%）と回 答し、目標値95%を上回る結果となったためB評価としま した。	令和7年度から市立の小・中学校へのチラシ配布が原則廃 止されたことに伴い、従来のチラシ配布が取りやめとなったこ とから、事業の目的やカリキュラム等を紹介するPR動画を YouTubeで配信するとともに、市報やSNS等で周知を行うな ど、対象層への効率的な周知を検討します。	市内小・中学生に対し、地域に根付いた一連の実践的なビ ジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神（ア ントレプレナーシップ）の醸成及び将来の地域を担う人材の 育成を目指します。	ウ
104	子ども・若者の意見表明・社 会参画の促進	こどもまんなか社会の実現を目指し、子どもや若者の 意見を聞き、社会全体や子どもたちに身近な環境に反 映していくための取組を実施します。	自分の意見を言うことが大切だ と思うようになった参加者（事 業に参加した子ども・若者）の 割合	%	90	90	90	90	90	94.4	B	105	子どもや若者の意見等を聞き、市政に反映するための仕組 みづくりとして、「公園／図書館／児童センターをもっと使 い くなるための提言」をテーマに、子ども・若者ワークショップ （全4回）を開催しました。第4回終了後のアンケートで、「自分 の意見を言うことが大切だと思うようになりましたか」という設 問に、「そう思う」、「ややそう思う」と答えた参加者の割合が、 94.4%であったため、B評価としました。	参加者確保のため、周知チラシのデザインや周知方法の 見直しなどを通じ、子どもたちの参加を促す工夫が必要で す。また、ワークショップを開催するだけでなく、子どもたちの 意見を市政に反映する取組が必要です。	引き続き子ども・若者ワークショップを開催するとともに、効 果的な事業周知を通して、参加者獲得を図ります。また、令 和8年度は「子どもの権利」をテーマとし、令和9年度に予定し ている「（仮称）子どもの権利条例」の制定に、子どもたちの 意見を活用します。	ウ
105	子どもの居場所づくり	全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多く の居場所を持ちながら、地域社会の中で多様な体験・ 活動・交流を通じて、健全に育成できる環境づくりを推 進するため、居場所づくり実施団体（子ども食堂、フード パントリー、学習支援、プレーパーク）に対して経費の一 部を助成します。	市内における子どもの居場所 実施団体数	件	77	83	89	95	100	74	B	74	令和7年度は子どもの居場所づくり事業補助金として、32か 所で事業を実施するとともに、子どもの居場所の認知度向 上、担い手の発掘・育成、支え手の発掘・拡充を図るため、 「子どもの居場所フェスティバル」を開催し、最終目標値であ る77か所に対し進捗状況が74か所であったことから、B評価 としました。	担い手の不足、活動場所の不足、活動資金の不安定さ等 の課題があるため、居場所運営に興味を持つ人材の確保 や、支援の意向を持つ企業等とのマッチングを図ることなど、 新たな担い手の発掘につなげる取組を継続していきます。	担い手の発掘や活動資金の安定のため、令和8年度は運 営者の意見を基に、ボランティアに対する報償費や自動車燃 料費といった補助金の費目を増やすことにより、子どもが安 心・安全に過ごせる居場所がより運営しやすくなるよう支援し ていきます。	エ
106	青少年による郷土芸能伝承 活動支援事業	青少年の地域への関わりや、地域の交流を一層推進 するため、青少年の健全育成を目的とした太鼓やお囃 子、獅子舞等の郷土芸能伝承活動団体へ補助金を交 付し、支援を行います。	青少年が参加する活動回数	回	900	900	900	900	900	881	B	98	青少年が活動する活動回数について、900回の目標値に 対して実績値が881回となり、進捗状況が約98%であったこと から、B評価としました。	市報やホームページ等を活用し補助制度の周知を強化す ることで、団体の活動継続に向けた支援につなげていく必要 があります。	令和8年度においても、郷土芸能伝承活動団体への補助 金交付を通じた支援を継続し、青少年の健全育成の機会を 安定的に提供するとともに、活動回数の維持を図ります。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
107	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	補助金交付団体数	団体	91	92	92	92	92	88	B	96	計88の青少年団体へ補助金を交付し、進捗状況が96%であったことから、B評価としました。 ・さいたま市ボーイスカウト協議会 ・さいたま市ガールスカウト連絡協議会 ・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議67地区会 ・さいたま市子ども会育成連絡協議会・さいたま市子ども会7区連合会	一部団体から補助金の戻入が発生したため、次年度は対象経費について助言を行い、補助金が青少年の健全育成を目的とする体験活動等事業の実施に有効に活用されるよう取り組みます。	対象経費について助言を行い、補助金が青少年の健全育成を目的とする体験活動等事業の実施に有効に活用されるよう取り組みます。	ウ
108	プレーワーカーの育成	子どもたちがやってみたいと思う遊びを、子どもたち自身が考えて作る遊び場であるプレーパークの担い手となるプレーワーカーの育成のため、プレーワーカー養成研修を実施します。	研修の実施	—	カリキュラムの拡充	研修の実施	研修の実施	研修の実施	研修の実施	カリキュラムの拡充	B	100	令和7年度は「プレーパーク運営基礎講座」として、従来の研修を拡充し、公園での1日プレーパーク運営を含め、プレーパークの運営手法が学べる内容の研修を計5日間にわたって実施しました。 市内でプレーパークを新たに始めたい、子どもの居場所づくりに関心がある、子どもの外遊びができる場所を作りたいといった理由で、15名に受講していただきました。 これらのことから、研修カリキュラムの拡充がなされていると評価し、B評価としました。	今後、受講者アンケート結果等を参考に、受託団体との協議を重ね、より効果的な研修内容について適宜見直ししながら進めていく必要があります。	令和7年度に引き続き、受講者アンケート結果を参考に研修内容を見直しながら、関係部局との連携を図りつつ、「プレーパーク運営基礎講座」を実施してまいります。	ウ
109	里親制度	里親の登録数を増やすために、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親委託を推進します。また、里親研修会等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親等委託調整員の配置や里親支援機関との連携を強化する等、里親の支援を図ります。	里親等への委託率	%	54.58	55.28	55.63	55.79	55.99	52.17	B	93	「里親公開講座」、集客施設でイベント「里親応援の集い」を開催するなど、里親制度普及啓発活動を行い市民に制度を周知した結果、新規登録里親数が27組となりました。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携、新規登録里親等向けの研修や乳児の受入に特化した研修を実施するなど里親支援の充実を図りました。 その結果、目標値である里親への委託率54.58%に対し52.17%の結果であったため、B評価としました。	保護を要する児童に対しては、社会的養護体制においてより家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。そのため、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関との共通認識等の醸成を図り、里親に対する支援体制を充実させることが必要となっております。	「里親公開講座」や「里親応援の集い」を開催し、里親制度普及啓発活動を行うとともに、里親サロン、里親派遣支援、里親向け研修等を実施し、委託率の向上と里親支援の充実を図ります。	ウ
110	児童養護施設等退所児童への支援事業	埼玉県と共同で児童養護施設等を退所した児童が安心して自立した生活を送ることができるよう社会的養護自立支援拠点として、大学や専門学校等に進学する児童が低額で入居できる「希望の家事業」及び退所後の児童が集える場所を提供する「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を実施します。	社会的養護自立支援拠点箇所数	箇所数	2	2	2	2	2	2	B	100	「希望の家事業」については、3名の利用者に対し、低額での住宅提供をするともに、生活相談を実施しました。「児童養護施設退所者等アフターケア事業」については、46名の利用登録があり、仲間と交流できる居場所を提供し、仕事や生活の中での様々な悩みの相談に応じました。埼玉県と共同で実施する社会的養護自立支援拠点として2拠点での実施状況を踏まえてB評価としました。	「希望の家事業」においては、大学等に進学する児童を対象としていますが、学校を中退した場合には当該事業を利用することができなくなります。そのため、支援員による日々の生活相談を通じて利用者の状況を把握し、必要に応じて学校との連携調整を行うことで、利用者が1人で困難を抱えることがないようサポートをしていく必要があります。	引き続き、「希望の家事業」及び「児童養護施設等アフターケア事業」を社会的養護自立支援拠点として埼玉県と共同で実施し、児童養護施設等を退所した児童が安心して自立した生活を送ることができるよう支援をしていきます。	ウ
112	若者自立支援ルーム事業	社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	自立に向かってしていると回答した割合	%	76	77	78	79	80	83	B	104	就労に向けた資格取得講座や個別面談等、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施しました。自立に向かってしていると回答した割合が83%であり、目標値を上回ったため、B評価としました。	様々な課題を抱える若者を支援するため、プログラムの充実や長期的な計画をもった支援を行う必要があります。	引き続き、様々な課題を抱える若者を支援するため、プログラムの充実や長期的な計画をもった支援を行います。	ウ
113	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が円滑な自立が果たせるよう、地域の関係機関等が連携し支援を行います。 また、社会環境の変化により、若者を取り巻く問題は多岐に渡るため、各支援機関の連携が不可欠であるため、支援の要となるユースアドバイザーを養成します。	ユースアドバイザー養成人数	人	20	20	20	20	20	25	A	125	研修会を実施した結果、ユースアドバイザーを25人養成でき、進捗状況が125%であったことから、A評価としました。	若者を取り巻く問題は多岐に渡り、各支援機関の連携が不可欠であるため、引き続きユースアドバイザーを養成します。	研修会を毎年度実施し、ユースアドバイザーの育成に取り組みます。	ウ
114	若年者等職業的自立支援事業	働くことに悩みを抱える若者等及びその家族を対象に、国と協働運営している「地域若者サポートステーションさいたま」において就労・自立に向けた支援を実施します。	地域若者サポートステーションさいたま就職等進路決定者数	人	96	117	117	117	117	164	A	140	若年者等への就労支援を実施した結果、「地域若者サポートステーションさいたま」における就職等進路決定者数が合計164名となり、目標値を110%以上達成したためA評価としました。	潜在的利用者に対する周知活動を行う必要があります。そのため、ハローワーク等の関係機関と連携し、潜在的利用者の掘り起こしを行います。	国と協働で運営する地域若者サポートステーションさいたまにおいて、国等の関係機関と連携し、若年者等への効果的な就労支援策を検討しながら事業を実施していきます。	ウ
115	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談センターにおいて、ひきこもり状態にある本人や家族、関係者を対象に、電話・面接・訪問等による相談を行います。また、グループ活動による支援や、普及啓発、人材育成、地域連携等の事業を実施し、支援の充実を図ります。	支援者研修受講者のうち、ひきこもり支援について、理解した人の割合	%	95	97	97	97	97	100	B	100	地域支援者研修を1回実施し、32名が参加しました。受講者へのアンケートにおいて、「よく理解できた」「概ね理解できた」と回答した割合は100%でした。目標値に対して、105%の達成率のため、B評価としました。	ひきこもり支援において、本人が支援に繋がるまでに時間がかかる、長期化・高齢化による家族の負担の増加等の課題があります。今後も本人や家族が安心して過ごせる環境づくりのため、地域の支援者がひきこもり支援について理解を深める必要があります。	不登校・ひきこもりの状態にある方の年齢は幅広く、背景も様々であることから、研修を通して、福祉、教育、就労、医療等の様々な分野の連携、相互理解を図ります。	ウ
116	子どもの精神保健相談室	「子どもの精神保健相談室」において、小学4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に、電話・面接等にて心の問題に関する相談を行う他、グループ活動による支援を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	小学4年生から中学生の子どもとその家族等を対象に、電話や面接相談を実施しました。また、子どもと家族の心の回復支援を目的としたグループ事業の他、支援者を対象に研修を実施したため、B評価としました。	今後も、子どもとその家族の心の健康回復のための相談支援が必要です。また、支援者の専門的知識の習得と相談援助技術の向上を図るために、子どもの精神保健に関する研修を開催する必要があります。	引き続き、小学4年生から中学生の子どもとその家族の心の健康回復のため、心の問題に関する相談支援やグループ事業、支援者への研修を実施します。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
117	教育相談室・教育支援センター、不登校等児童生徒支援センター（Growth）	市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、未就学児のことはや発音などに関する相談に応じます。また、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した支援・指導を行います。不登校等児童生徒支援センター（Growth）において、体験活動やオンラインでの支援を通して、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会を提供し、不登校等児童生徒の社会的自立を目指します。	子育て学習会の実施回数	回	18	21	24	27	30	18	B	60	不登校等児童生徒への支援について、不登校等で悩む保護者を対象に、子育てに関する情報交換等を行う「子育て学習会」について、18回実施し、他室との共同開催（Growth、岸町教育相談室の主催）により、保護者に対しより多くの参加の機会を作り出すことができたことや、座談会を取り入れたことにより、保護者の日常的な悩みを引き出し、共有することができたことから、B評価としました。不登校等児童生徒支援センター（Growth）において、令和6年度の支援に加え、授業等を補助する外部人材やメタバースを活用したオンライン学習を継続し、学習支援・相談支援の充実を図りました。	市内6か所にあります教育支援支援センターにおいて、個に応じた支援をさらに充実させていく必要があります。また、令和7年度末に不登校児童生徒支援センター（Growth）の発展的解消となったため、令和8年度から、教育支援センターにオンライン支援を取り入れた運用を開始しました。今後不登校等児童生徒の支援について、更に検討を進めていく必要があります。	不登校等で悩む保護者を対象に、子育てに関する情報交換等を行う「子育て学習会」について、引き続き市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて実施し、内容の更なる充実を図ってまいります。また、市内6か所の教育支援センターの機能を一層充実させ、自宅からオンラインで学びに参加できる体制を整備します。また、「いりどり学園小学部・中学部」の開校により、学びの場の選択肢を拡大し、誰一人取り残さないための多様な支援を一層強化していきます。	ウ
118	未成年後見人支援事業	親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。	実施率（実施者/申請者）	%	100	100	100	100	100	100	B	100	新たに3名の児童に対し、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を適正に行うことができたため、B評価としました。	民法改正に伴い、令和4年度から成年年齢が引き下げられたことから、対象となる児童が減少傾向にあるため、制度の普及をどのように行うかが課題となります。	引き続き、児童に対し、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を実施します。	エ
119	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。	実施率（実施者/申請者）	%	100	100	100	100	100	100	B	100	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、B評価としました。なお令和7年度の実績は、就職・就学については5名、連帯保証人については1名の申請があり、全員の損害保険契約を締結いたしました。	身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に損害保険契約を行うことから、年度末に集中することが多く、効率的に手続きを行っていく必要があります。	引き続き、児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結していきます。	エ
120	施設入所児童フェアスタート応援事業	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の学習や高校生活等にかかる費用のうち、措置費では不十分なものに対して補助を実施することにより、進学や自立に向けたスタートラインでの格差を解消し、進学率や就労率の向上を図ります。	実施率（実施施設/申請施設）	%	100	100	100	100	100	100	A	100	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の費用について、申請施設29施設に対し29施設へ補助を実施し、児童の進学・自立を促進したため、A評価としました。	高校生の児童がいるにも関わらず、補助の申請をしない施設を生じさせないため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	引き続き、児童養護施設等に入所中または委託中の児童の進学率や就労率の向上のため、補助を実施します。	ウ
121	自立援助ホーム入所児童自立援助事業	自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。	実施率（実施施設/申請施設）	%	100	100	100	100	100	0	C	0	自立援助ホームに入所している児童に対して、普通自動車運転免許等の就職に役立つ資格取得に要する経費について施設へ事業の案内や希望調査を行いました。入所児童の就職先が資格を要さず補助対象が存在しなかったため執行はありませんでした。	令和7年度は補助対象者が0名となりましたが、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。令和8年度より合宿等による自動車免許取得費用を補助対象とし、事業を拡大しました。	計画期間全てにおいて、当市の自立援助ホーム入所児童が、入校した自動車学校の経費について、補助を実施します。	エ
122	心のサポート推進事業	(1) 予防開発的な教育活動の充実、(2) アセスメントの充実、(3) 教育相談体制の充実、(4) 専門的なケア体制の充実、(5) 家庭・地域との連携の5つの視点から段階的・総合的に、教育委員会の様々な事業を実施し、児童生徒の抱える課題の解消を目指します。	「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の2学期までの実施率	%	100	100	100	100	100	95.3	B	95	小学校では、104校中96校（実施割合92.3%）、中学校では、59校中58校（実施割合98.3%）が2学期までに実施することができ、全体で95.3%の割合で実施することができたため、B評価としました。実施できていない学校については、3学期に実施をすることができ、年間を通して全ての市立小・中学校、中等教育学校（1～4年生）、高等学校（1年生）において実施することができました。	2学期までに全校実施を行うため、教育相談主任研修会や校長会等で更に周知を図るとともに、授業の内容をさらに充実させるため、国が主催する自殺対策の研修会に参加し、「SOSの出し方に関する教育」に対する研究を進めていきます。	児童生徒が抱える不安や悩みが多様化する中で、困難やストレスの対処方法を身に付けるための教育や、心の健康保持に係る教育をさらに充実させていくために、「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の新カリキュラムを作成します。令和8年度には、新たに作成した指導案を基に、抽出校を中心に授業実施を行い、全校への実施に向け研究を進めていきます。	ウ
123	スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業	全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。複雑化・多様化する児童生徒の状況に対して、学校内教職員の連携だけでなく、関係機関との連携が非常に重要であります。適切な支援に向けたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを対象とした研修を実施し、支援体制の充実を図ります。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施回数	回	9	9	9	9	9	9	B	100	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを市立学校へ配置・派遣し、教育相談体制の充実を図りました。また、複雑化、多様化する児童生徒の状況への対応を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象にした研修を年間9回実施したことからB評価としました。	児童生徒を取り巻く環境は複雑化・深刻化しており、学校生活に関わる様々な不安や悩み、児童生徒の家庭環境が抱える課題などに対応するため、今後も研修会を実施していくことで、教育相談体制及び関係機関と学校が連携した支援の充実を図ってまいります。	令和2年度から7年度において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施回数は、各年で目標を達成することができました。また、研修会を積み重ねていく中で、学校生活に関わる児童生徒や保護者の不安や悩み等に対応するために、予防、アセスメント、支援、ケアを段階的・総合的に展開した教育相談の推進を図ることができました。今後も、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを全ての市立学校へ配置・派遣し、教育相談体制の充実を図ってまいります。	ウ
124	児童養護審査部会（社会的養護の子どもの権利擁護に係る環境整備）	さいたま市社会福祉審議会専門分科会児童養護審査部会（以下、児童養護審査部会）において、社会的養護に係る子どもからの申し立てに応じ、関係機関や子どもへの必要な調査を実施後、審議を行い、関係機関に対して意見具申を行う仕組みを整備します。	事業の実施	一	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	社会的養護に係る子どもからの意見の申し立てに応じる仕組みを整備したため、B評価としました。	令和7年度における申し立てはなかったが、引き続き、子どもの意見の申し立て先として児童養護審査部会が設置されていることや、子ども権利擁護の取組について、措置児童へ配付される子どもの権利ノートを通じて周知を行っています。	引き続き、子どもの意見の申し立て先として児童養護審査部会が設置されていることや、子ども権利擁護の取組について、措置児童へ配付される子どもの権利ノートを通じて周知を行っています。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
125	社会的養育推進事業	家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、家庭的養育等の充実を図ります。また、児童養護施設等において、本市の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模かつ地域分散化を促進し、ニーズに合った多機能化を支援します。	小規模化等した乳児院及び児童養護施設の数	施設	2	2	2	3	4	2	B	50	指標①について、既に小規模・地域分散化を進めている民設児童養護施設において新たに分園型小規模グループケアが開設されました。	指標①について、小規模化を進めることについて収入面でインセンティブのある民設施設と異なり、公設施設においては設置者である本市がコスト増を受容しながら主体的に実施する必要があります。	指標①について、本市が設置する児童養護施設の小規模化に向け、基本方針の策定を行います。	ウ
			自立援助ホームの数	事業所	10	10	10	10	10	15	A	150	指標②について、自立援助ホームは15事業所となり、入所状況に対して安定している状況となっています。	指標②について、自立援助ホームが増加したため、施設ごとの支援内容に差異が生じやすくなるため、施設の運営について適正に指導・管理を実施していく必要があります。	指標②について、自立援助ホームに対する管理・指導を適切に実施していきます。	
127	メディアリテラシー出前講座	インターネットトラブルから子どもたちを守るため、保護者をはじめとする子どもを取り巻く大人たちが、スマートフォンやインターネット等に関する現状や課題を理解し、子どもたちに指導できるようにするための出前講座を行います。	開催回数	回	10	11	12	13	14	11	A	79	メディアリテラシー出前講座について、講座を11回実施し、目標値の110%に相当するため、A評価としました。	諸外国におけるSNSの利用規制の強化に関する動向も踏まえ、子どものインターネット及びSNS利用等に対する、社会全体での検討の必要性が指摘されています。講座の内容について、保護者による適切な指導を重視しつつも、諸外国や国内での検討の動向も伝える必要があります。	メディアリテラシー出前講座の実施を継続しつつ、講座内容について、諸外国や国内の動向を注視しながら、更新してまいります。	ウ
128	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加地区数	区	10	10	10	10	10	10	B	100	市内全10区で非行防止キャンペーンを実施でき、進捗状況が100%であったことから、B評価としました。	特にありません。青少年の健全育成・非行防止のため、各区区民まつりなどの事業におけるキャンペーンを推進します。	さいたま市の非行行動発生率が減少し、青少年が健全に成長できる地域を目指し、市内10区において、非行防止対策の推進を目指します。	ウ
129	いじめのないまちづくり推進事業	さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動や関係機関等の連携強化などいじめの防止に取り組むとともに、いじめ問題再調査委員会の開催に向け、庁内及び関係機関等との連絡調整を行います。	いじめのないまちづくりネットワークの構築	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを2回開催し、その中でいじめ撲滅啓発を目的に作成した啓発品の配布や、関係機関等の情報共有などの啓発活動を行ったため、B評価としました。	子どもを取り巻く環境の変化により複雑化、低年齢化するいじめ問題に対応するため、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動を実施する他、これまでに以上に関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組む必要があります。	「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を2回開催するとともに、具体的事例を用いた事例検討を行うことで、関係機関の連携を強化し、地域からいじめ防止に取り組むネットワークの構築を推進します。また、いじめ防止の周知啓発のために、関係機関と協力して啓発品の配布を行います。	ウ
130	交通安全教室事業	幼児、小学生等を対象に、さいたま市交通安全教育指導員による、交通マナーや交通ルールを学ぶ交通安全教室を開催します。 ・市内幼稚園及び保育園で、模擬道路による安全な横断歩道の渡り方等の実技等を行います。 ・市内小学校で、模擬道路による安全な横断歩道の渡り方等の実技や安全な自転車の乗り方等を教えます。	小学生までの子ども対象の交通安全教室受講者数	人	23,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,889	C	106	幼児、小学生等を対象に、さいたま市交通安全教育指導員による、交通マナーや交通ルールを学ぶ交通安全教室を開催し、受講者数は15,889人となったため、C評価としました。	受講者の増加を図るため、保育園・幼稚園への案内通知発送時期を早め、小学校で開催できない夏休み時期に開催します。	継続して交通安全教室を実施します。	ウ
131	総合療育センター事業	発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療・福祉が一体となって、専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。また、市内3か所の療育センターと地域関係機関の連携した体制づくりにより障害児等へのより良い支援を目指します。 また、障害児とその保護者が安心して生活できるようにするため、保護者向けに実施する各種勉強会等を強化し、障害児等の育児に係る不安感の軽減を図ります。	初診待ち期間	日	30	30	30	30	30	48	C	40	一部電子化した問診票の使用により、初診待ち期間の短縮に努めましたが、医師の急な退職により診察枠の確保が困難になり、初診待ち期間は48日となったため、C評価としました。 保護者支援事業の満足度について、回収したアンケート240件のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した件数が239件であり、割合が99.6%となったため、A評価としました。	全国的に発達に関する専門医（小児神経科）が少ないこともあり、容易に医師を配置できない現状です。限られた医療資源を効果的に活用していくため、持続可能な療育体制の整備が必要となります。	初診待ち期間の短縮等へ向けて、診察枠の見直しや調整を行い、持続可能な療育体制の整備を進めます。	ウ
			(R7) 保護者支援事業の満足度 (R8～) 保護者向けの研修などの支援事業による負担感・不安感の軽減度	%	90	90	90	90	90	99.6	A	—				
132	発達障害者支援センターの充実	特に相談の受け皿が乏しい成人期の発達障害のある方やその家族への継続支援を行います。同時に、地域で発達障害のある方に関わっている機関・事業所の職員へのサポート・講座・協議会等を通して、すべてのライフステージに渡る、発達障害者への切れ目のない地域支援体制づくりの充実を図ります。	事業の実施及び推進	—	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	B	100	令和7年度は、発達障害者地域支援マネジャーが支援を行う対象地区を2区から4区に拡大しました。それにより、発達障害のある方を支援している事業所の職員が相談者や利用者により良い支援が行えるようサポートをより多く受けられるようになりました。また、乳幼児期から成人期までの発達障害児・者の支援の質向上を図るための支援者向け研修講座を計17回開催しました。以上のことから、B評価としました。	発達障害者地域支援マネジャーの支援がより広く届くように、対象地区を全区へと拡大し、地域支援体制の強化を図る必要があります。また、地域における家族支援を充実するために、ペアレント・トレーニング等を実施できる支援者を増やす取組を行う必要があります。	令和8年度は、地域支援体制のさらなる強化を図るため、発達障害者地域支援マネジャーの配置を増やし、対象地区を拡大します。 また、乳幼児期から成人期までの発達障害児・者の支援の質向上を図るための支援者向け研修講座を継続し、特にペアレント・トレーニング等を実施できる支援者を増やすための取組を行い、地域における家族支援の充実を図ります。	エ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
133	高次脳機能障害者支援センターの充実	当事者及び家族等へ必要な情報発信と高次脳機能障害の理解促進を図るセミナーの開催等による普及啓発により、早期に適切な支援につなぐとともに、地域における課題の整理や支援ニーズを把握しながら、関係機関と調整、連携して相談支援を行います。そして、当事者及び家族の方が安心して住み慣れた地域で生活できるように努めます。	事業の実施及び推進	—	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	B	100	・専門医による事例検討会スーパージョンを6回実施し、また高次脳機能障害者への支援に携わる職員等の顔の見えるネットワーク作りとしての座談会を2回するなど、相談支援の充実を図りました。 ・最も身近で支援している高次脳機能障害者の家族が集い、症状や対応方法などを学ぶ家族教室(子どもの高次脳機能障害家族セミナー)を開催するなど、家族支援の充実を図りました。 ・高次脳機能障害理解促進セミナーを開催するとともにNPO法人との共催で高次脳機能障害普及啓発事業のイベントを10日間開催(来場者3,037人)するなど、普及啓発活動に取り組みしました。 ・高次脳機能障害に関する人材育成の研修会を3回(参加者105名)実施しました。 これらの事業内容に沿った取り組みができたため、B評価としました。	早期に必要な支援につなげるため、更なる関係機関への普及啓発や人材育成の研修会に取り組むことが必要になります。	引き続き、関係機関と連携を図りながら、高次脳機能障害者や家族への相談支援、高次脳機能障害の普及啓発、人材育成及び高次脳機能障害者団体への活動支援等の事業を展開します。 また、高次脳機能障害者支援法が4月1日に施行され、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う高次脳機能障害者支援地域協議会を開催します。	エ
134	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び治療用装具費を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	自立支援医療(育成医療)給付について、対象者に対し継続的・安定的な事業の実施を行ったため、B評価としました。	自立支援医療(育成医療)給付の申請者数は減少傾向となっています。自立支援医療(育成医療)給付を必要とする児童が適切な医療給付を受けられるようにするため、今後も制度の周知をしていく必要があります。	継続的・安定的に事業を実施するとともに、制度の周知を図ります。	ウ
135	医療的ケア児保育事業	保育所等において、恒常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、看護師等による医療的ケアを行うとともに、主治医等との連携体制を構築することにより、安全な集団保育を提供します。 また、「さいたま市医療的ケア児保育支援センター」において、医療的ケア児とその家族及び保育所等への支援を実施します。	医療的ケア児への保育を提供する施設数	施設	16施設	17施設	18施設	19施設	20施設	16	B	80	医療的ケアを実施する保育施設について、概ね目標とする整備数を達成できたため、B評価としました。	1区につき1〜2施設しか設置されていないため、希望施設に入所できなかったり、遠方の施設を利用せざるを得ない事例が発生していることから、施設の整備を継続していく必要があります。	増加する医療的ケア児の保育ニーズに対応するため、今後とも施設の整備を継続して行います。	ウ
136	障害児入所施設における支援	障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があります。このため「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進します。	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	施設	1	1	1	1	1	1	B	100	現在、さいたま市内の福祉型障害児入所施設は1施設であるものの、事業所からの相談対応を行い、その中で事業所のケア単位の小規模化を推進したことにより「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数は4人となったため、A評価としました。	福祉型障害児入所施設はさいたま市内で1施設であるため、今後施設数は増える可能性は少ないものの、事業所からの相談対応を行い居室のユニット化等によるケア単位の小規模化を推進することができます。しかし、小規模化を推進することは受入定員数の減少にも繋がる可能性があるため、慎重に検討をする必要があります。	当該事業所は、より家庭的な環境作りに取り組んでいることから、今後も市として事業所からの相談対応に応じ、居室のユニット化等によるケア単位の小規模化を推進します。	ウ
			福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	人	3	3	3	3	3	4	A	133				
137	特別支援教育就学奨励費事業	小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	学校を通じて対象者から申請を受け付け、1,464人に支給を実施したことから、B評価としました。	特にありません。	特別支援教育の普及奨励に向け、就学に必要な経費を一部補助することで、小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減となるよう事業を継続してまいります。	ウ
138	要保護児童対策地域協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	1	1	1	1	1	1	B	100	代表者会議を開催し、庁内外の関係機関の代表者レベルでの情報共有や実態把握、活動状況の評価等を実施したため、B評価としました。	要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要となります。 このため、要保護児童対策調整機関であることも家庭センターが中核となり、個々のケースに応じて関係機関同士の情報共有や役割分担を統括するなど、実効ある役割を果たせるよう、関係機関との連携の強化を図ることが求められます。	引き続き代表者会議を開催することで、庁内外の関係機関での情報共有や実態把握を実施します。	ウ
139	児童相談所における支援	児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	アセスメント・プランニング研修の回数	回	9	9	9	9	9	9	B	100	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を年9回開催したため、B評価としました。	複雑化する児童虐待に対応するため、専門性の高い職員の育成を行う必要があります。	引き続き、職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を実施します。	ウ

事業 番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目標に対する進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度以降の方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7年度別評価					
140	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。	研修の実施回数	回	16	16	16	16	16	16	B	100	民生委員児童委員及び主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。 また、各区こども家庭センター職員、家庭児童相談員及び保健センター職員を対象に、児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催しました。 これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図ったことから、B評価としました。	相談者にとって身近な存在である地域の機関との連携は重要であり、地域の機関が適切な対応ができるよう、専門的な研修を実施することにより、連携を強化します。	引き続き、地域の機関が適切な対応ができるよう、専門的な研修を実施することにより、連携を強化します。	ウ
141	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。	子ども虐待防止フォーラムのアンケートにおける満足度	%	90	90	90	90	90	99.05	A	110	令和7年度は「子どものこころの声を聴くー子どもの権利擁護と意見表明ー」をテーマに子ども虐待防止フォーラムを開催し、216名の参加がありました。アンケートの結果では「参考になった・まあまあ参考になった」と回答した人の割合が99.05%だったため、A評価としました。	児童虐待の第一発見者となりうる幼稚園、保育園、小・中学校等の子育て支援関係者が、児童虐待への対応方法について理解を深めることができるよう、フォーラムの内容を引き続き検討していきます。	計画期間においては、11月の児童虐待防止月間であるオレンジリボンキャンペーンの一環としてフォーラムを継続実施し、特に子どもと接する機会の多い幼稚園や学校の教職員、保育に従事する方に児童虐待への対応方法について理解を深めていただくことができました。 令和8年度以降も児童虐待のない社会づくりを推進するためフォーラムを実施していきます。	ウ
142	児童虐待発生予防事業	子ども虐待発生予防には知識・技術の習得と効果的な虐待予防の支援を行う必要がある。また、関係機関の連携のもと継続的な支援が不可欠である。この研修は、地域で継続的に支援を行っていく立場の職員の資質向上と、各所属の組織的対応力の向上を目的とします。	研修受講後アンケートにおける本研修が「今後の支援に役立つ」と回答する割合	%	90	90	90	90	90	100	A	111	虐待の基本的な知識、様々な事例に対応する技術の取得、関係機関との連携が図れるよう、研修の実施や事例検討等、実践に生かせる研修を実施しました。子どもの虐待発生予防に関する研修における受講後アンケートについて、「今後の支援に役立つ」と回答する割合が100%となり、達成値が111%であったため、A評価としました。	研修後のアンケートでは、虐待および虐待予防への対応力や気づきの力について、課題がある結果となっています。今後さらに、支援を行っていく立場の職員の資質向上と、各所属、組織的対応力の向上に、努めていきます。	引き続き、子どもの虐待発生予防の支援に役立つ知識の普及や実践に生かせる研修を実施します。	ウ
143	24時間・365日体制強化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります	研修会の実施回数	回	3	3	3	3	3	3	B	100	電話相談員に対し、相談技術や虐待対応の専門性向上のための研修を、実践的な内容で年3回実施したため、B評価としました。	電話相談業務は高度な専門性を必要とすることから、今後も研修内容を工夫し、実施します。	引き続き、電話相談員に対し、相談技術や虐待対応の専門性向上のための研修を、実践的な内容で実施します。	ウ
144	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子とその監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進を図ります。	事業の実施	一	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	令和7年度は通常入所5世帯の自立を促進するための家庭生活への助言や退所世帯へのアフターケアの実施など、各種支援を行ったことからB評価としました。	市内の母子生活支援施設は1か所であるため、夫等からの暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在を特定されるおそれがあります。 このため、市外施設への入所により所在を特定できないようにし、夫等からの暴力等から避難し保護が必要である母子の安全性を高めるとともに、さいたま市以外の住民を受け入れることにより母子生活支援施設の稼働率の向上を図ります。	引き続き、入所した母子が安定した生活を送り、将来自立して生活していくための支援施設として、母子生活支援施設の施設運営を継続的に実施します。	ウ
145	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	59	59	59	59	59	42	C	71	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するほか、各ケースワーカーから今後の方針を確認するため、22回の家族支援ケースカンファレンスを実施しました。 また、所長、副参事がケースの現状や今後の方針を確認するケースレビューを5回実施しました。 これにより、42回カンファレンスを実施したことから、C評価としました。	係内での進行管理を丁寧に行い、カンファレンスはより困難な事例に対し集中的に実施したことから回数が減少しました。 今後係内での進行管理を定例化する必要があると考えます。	係内での進行管理を定例化し、カンファレンスはより困難な事例に対し集中的に実施することで、重層的な進行管理を行いながら、支援の充実を図ります。	ウ
146	助産施設への入所	保健上入院が必要であるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができず、他からの援助も期待できない妊婦の方を対象に、指定の助産施設に入所させ、出産する際の費用を援助します。	施設数	施設	2	2	2	2	2	2	B	100	市内の指定助産施設2か所において、支援が必要な妊婦に対し、助産施設の入所及び出産費用の援助を実施したためB評価としました。	助産制度については、助産施設として指定されている医療機関に委託しており、市内の指定助産施設においても目標の施設数を確保しておりますが、今後とも利用者の増加傾向を鑑みて、費用の確保とともに施設数についても検討していく必要があります。	引き続き、出産に係る費用の援助が必要な妊婦に対して、市内の助産施設での入所および出産の援助を実施していきます。	ウ
147	保育所の優先入園	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	一	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所に入所できるよう継続して利用調整における加点を実施したためB評価としました。	核家族化や女性の社会進出に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施することで、ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ
148	放課後児童クラブの優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	一	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	ひとり親家庭等が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、入室審査における指数の加点などの優遇措置を実施したため、B評価としました。	入室希望者が定員を大きく超過する放課後児童クラブにおいては、ひとり親家庭等でも入室が不承諾になる場合があります。 そのため、放課後児童クラブの拡充等により、待機児童の解消に取り組んでいきます。	引き続き、ひとり親家庭等が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、入室審査における指数の加点などの優遇措置を実施します。	ウ

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					実績			最終年度目標に対する進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度以降の方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7年度別評価	R7					
149	市営住宅におけるひとり親家庭の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、ひとり親世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	市営住宅の入居募集の際にひとり親世帯などに対して、抽選番号を1つ多く付与することによって、優先的に入居できるよう措置を実施しました。	公営住宅は、昨今の社会情勢等の変化に伴い、多様な役割を求められています。ニーズを的確に捉え、法の目的・制度から逸脱しない範囲で、柔軟に対応していく必要があります。	引き続き入居募集の際にひとり親世帯などに対して、抽選番号を1つ多く付与することで優先的に入居できるような措置を行っていきます。	ウ	
150	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	R7年度も引き続き、ひとり親世帯や高齢者等が、住宅確保要配慮者であることを理由に入居機会が制約されることなく、民間賃貸住宅への入居が促進されるよう、埼玉県地建物取引業協会と協定を結び、「さいたま市入居支援協力店名簿」等の情報提供を実施しました。また、要配慮者向けに作成した「賃貸住宅入居支援のご案内」及び「入居支援ガイドブック」を各区福祉課、高齢介護課及び支援課の窓口にも配架することにより、入居促進の啓発を図りました。その他、市職員に向けて、要配慮者の入居に対する制度の周知、理解の促進を図るため、居住支援に係る研修会を実施したため、B評価としました。	円滑な入居支援の実施のためには、関係する団体等との連携が必要となります。そのため、居住支援協議会の構成員である不動産関係団体、居住支援団体、庁内関係部署等と居住支援に係る連携強化を図り、引き続きひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進を図っていきます。	引き続きひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を行い、市職員に向けた研修会を行うとともに、賃貸人に向けて、要配慮者の入居に対する理解の促進や不安軽減を図るため、居住支援に係るセミナーを実施します。	ウ	
151	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（生活支援）	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	令和7年度もひとり親等の相談に対して、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなどセンター事業を実施し、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施したため、B評価としました。	各種支援制度の認知度向上を図るため、引き続き、ひとり親家庭に対し積極的な周知を行い、確実に支援情報を届けていく必要があります。	母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなどセンター事業を実施し、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施していきます。	ウ	
152	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（養育費相談）	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費等に係る法律相談の受付数	件	80	81	83	85	87	82	B	94	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行い、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を82件実施したため、B評価としました。	8月に各区においても法律相談を実施していますが、利用数が少ない状況であるため、更なる広報、周知を図っていきます。	8月の区役所における法律相談の実施の際は、法律相談実施中であること、当日の申込み可能であることを周知し、利用数の増加を図ります。	ウ	
153	ひとり親家庭児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯（生活保護受給世帯は除く）の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	給付率（支給者／申請者）	%	75	80	85	85	85	65	C	76	ひとり親家庭児童就学支度金の支給について、令和7年度においては、児童扶養手当申請時に案内を徹底することやひとり親家庭等医療費支給制度の通知に案内を同封する等、周知を行いました。また、達成値が65%であったため、C評価としました。	制度要件の周知不足や説明機会が不十分であることにより、補助対象外の申請が一定数発生しているため、ひとり親家庭等医療費支給制度の通知に制度要件を記載した案内を同封することや、児童扶養手当申請時に案内を徹底すること等、対象要件の周知を行います。	ひとり親家庭等医療費支給制度の通知に制度要件を記載した案内を同封することや、児童扶養手当申請時に案内を徹底すること等、対象要件の周知を行い、給付率（支給者／申請者）を高めます。	ウ	
154	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	実施率（申込者のうちプログラム策定した人の割合）	%	90	90	90	90	90	100	A	111	令和7年度においては、ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定を9件行い、申込者のうちプログラム策定した人の割合が100%となったためA評価としました。	ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定は、利用者が年々増加傾向にあります。ひとり親家庭の母等の就業・自立に寄与するため、今後さらに、機会を捉え制度案内を強化していく必要があります。	令和8年度も、引き続き事業を実施するとともに、必要とするひとり親家庭に情報が届くよう幅広く周知を行っていきます。	ウ	
155	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（就労支援）	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	満足度	%	95	95	96	96	96	75	C	78	各種講習会を計画どおり実施しましたが、満足度が75%であったためC評価としました。	受講者からのアンケート等より、学習内容の難しさや進行速度が遅いと感じている方がおり、結果として十分な満足が得られませんでした。これらを踏まえ、内容の見直しを行うとともに、市報やホームページのほか、チラシ等を活用し、幅広く周知を行います。	引き続き、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など各種講習会を実施し、就業に向けた支援を行っていきます。	ウ	
156	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、6か月以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。	養成機関修了者（進学の方を除く）の就職率	%	90	91	91	92	92	60	C	65	令和7年度は、高等職業訓練促進給付金を38人に51,346,500円、修了支援給付金を15人に675,000円の支給を行い、修了者（進学を除く）のうち就職した者の割合が60%だったため、C評価としました。	資格が取得できないケースや取得できても就職につながらないケースが散見されるため、相談の中で申請者の生活や家庭状況を踏まえ、寄り添いながら相談に応じることが必要と考えます。	引き続き、きめ細やかに相談を実施し就労支援を実施していくことで、ひとり親家庭の自立を促進していきます。	ウ	
157	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給件数	件	10	11	12	12	13	7	C	54	支給件数が7件で目標の10件に対し、達成率が70%であったためC評価としました。	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金は、給付金対象講座の受講前に面談を行い、講座の指定を行い、申請受付を行う制度となっています。申請者の増加に向けて、制度の周知・広報を図る必要があります。	制度の周知・広報を図りながら、引き続き事業を実施していきます。	ウ	

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
158	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度 認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校 卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給しま す。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	対象講座指定は1件で、給付金支給は0件でしたが、事業を 実施したためB評価としました。	申請者の増加に向けて、ホームページ等のほか、面談時 にも必要に応じて案内を行うことで、制度の幅広い周知を行 います。	令和8年度以降も適正に事業の周知を図りながら、今後も 継続して実施していきます。	ウ
159	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を母子生活支援施設に 入所させ、当面の間、必要な保護を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を 整え、自立に向けた支援を行ったことから、B評価としました。	市内の母子生活支援施設のみに夫等からの暴力等から避 難し保護が必要である母子を入所させる場合、所在を特定さ れるおそれがあります。このため、母子保護の観点から最終 的には市外施設へつなぎ、母子の安全性を確保する必要が あります。 また、本事業は、緊急一時的に保護する目的であるため、 短い期間の中で母子の新たな居住場所を探す支援を行う必 要があります。このため、区役所支援課や福祉課、また各相 談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援 を行う必要があります。	引き続き、緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れ る態勢を整え、継続的に事業を実施します。	ウ
160	相談者の自立支援	生活困窮、パートナーからの暴力、家庭関係破綻など の複合的な困難を抱える女性からの相談を受け、関係 機関と連携し、自立に向けた支援を行います。	DV防止ネットワーク会議、困 難女性支援ネットワーク会議の 実施(回)	—	3回	3回	3回	3回	3回	3回	B	100	DV防止ネットワーク会議及び困難女性支援ネットワーク会 議を計画通り実施しました。また、DV・女性の悩み相談に対 して、関係機関の情報提供や会議・研修等を通して関係した 機関と連携した支援を適切に行えたことから、B評価としまし た。	より相談の質の向上を図るため、関係機関の情報収集、関 係所管開催の研修への参加、外部講師による所属内研修を 実施します。併せて、会議を通し、関係機関との連携を深め ていきます。	関係機関とより緊密で実行性の高い連携をするため、「さい たま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議」及び「さい たま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会 議」を開催します。所属内研修においては、時宜にあった テーマについて実施するほか、関連する民間団体等との意 見交換会等を実施します。	ウ
161	養育費に関する公正証書等 作成促進補助金	ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債 務名義化することを支援するため、養育費に関する公 正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助し ます。	給付率(交付者／申請者)	%	90	90	90	90	90	86	B	86	養育費に関する公正証書等作成促進補助金の支給につい て、達成値が86%であったためB評価としました。	制度要件の周知不足や説明機会が不十分であることによ り、補助対象外の申請が一定数発生しているため、市報等を 活用して当制度のホームページに案内するなど、制度内容 や対象要件の周知を行います。	市報等を活用して当制度のホームページに案内するなど、 制度内容や対象要件の周知を行い、給付率(支給者／申請 者)を高めます。	ウ
162	養育費の保証促進補助金	ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることが できるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を 締結する際に負担する費用(保証料)を補助します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	申請数が0件でしたが、事業は実施したためB評価としまし た。	養育費確保はひとり親家庭の方々の経済的な自立に大き く寄与するものであることから、養育費に関する保証契約締 結を促進するため、制度の周知を十分に行っていく必要があ ります。そのため、市報等を活用して周知します。	制度周知を幅広く行い、遺漏なく支給不支給の処理を行 います。	ウ
163	ひとり親家庭等訪問相談事 業	相談員がひとり親家庭等の父母又は養育者の自宅を 訪問し、その方に合った制度を案内します。さらに就 労、転職、キャリアアップ、家計管理、しつけ、教育、住 居、家事、健康管理、恋愛、結婚相談等の相談に応じ ることで自立の促進を図ります。	訪問相談の利用満足度	%	90	90	90	90	90	100	A	111	訪問相談実施後のアンケートにより、「訪問相談を利用し て、良かったですか？」への回答が100%であったため、A評 価としました。	ひとり親家庭が抱える様々な問題に寄り添うため、支援を 必要とする人に制度情報が届くよう、市民に周知する必要が ある。そのため、市報等を活用して幅広く周知します。	ひとり親家庭が抱える様々な問題に寄り添うため、支援を 必要とする人に制度情報が届くよう、幅広く周知していきま す。	ウ
164	養育費立替支援事業	ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることが できるよう支援するため、養育費が支払われないときに、 支払義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払 いがない場合に、市が立替払いをした上で、支払義務 者に対して督促をします。	養育費立替支援事業の申込数	件	30	30	30	30	30	17	C	11	養育費立替支援事業について、市報やひとり親ガイドブ ックへの掲載、養育費講習会での事業紹介などの周知広報に 努めた結果、申込数が17件であったためC評価としました。	R6の事業開始時と比較して申込数が減少していること、市 からの支払要請の効果により支払義務者から支払があった 例の割合が増えたことから、立替のニーズが一定程度解消 されている可能性が考えられます。	引き続き、周知広報と事業実施を継続していく。また、民法 改正による法定養育費制度の状況を注視していく。	ウ
165	養育費強制執行支援補助金	ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることが できるよう支援するため、養育費を受け取るべき人が裁 判所でする差押え等の手続の費用を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	養育費に関する公正証書等作成促進補助金の支給につい て、1件の申請があり、1件支給決定したため、B評価としまし た。	養育費確保はひとり親家庭の方々の経済的な自立に大き く寄与するものであることから、養育費に関する強制執行を 支援するため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。 そのため、市報等を活用して周知します。	制度周知を幅広く行い、遺漏なく支給不支給の処理を行 います。	ウ
166	生活困窮者自立支援事業 (学習支援事業)	学業や進学環境が十分に準備されない生活困窮世 帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に至 る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯、 児童扶養手当全額受給世帯、福祉まるごと相談窓口利 用世帯の小中学生、中学生、高校生を対象として、基礎 学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、 良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」 を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」 の支援も行います。	教室参加者の出席率	%	50	51	51.5	52	52.5	55.1	A	105	対象世帯の子どもや保護者から生活状況調査を行ったうえ で、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会に1回、 さわか相談員を対象とした研修会に2回参加する等して、 定期的に事業説明や参加動員を実施しました。また、子ども 未来局及び教育委員会との連携体制を強化するために、 「支援の必要な子どもに係る連携強化ミーティング」を4回開 催し、各組織の事業内容を共有することにより、教室参加者 の出席率について目標の達成率が110%を上回ったことか ら、A評価としました。	子どもの教育に親子ともに関心が低いことや、部活動によ り忙しいなどの理由により、本事業の参加に至っていない子 どもがいます。支援の必要な子を早期に把握・発見し、適切 に各支援施策に繋げていく仕組み作りが課題となっています。	教室参加者の出席率を向上させるため、関係機関への周 知や対象者へのアウトリーチ、参加動員を継続して実施しま す。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
167	入学準備金・奨学金貸付事業	経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金を無利子で貸付を行います。また、奨学金返済に伴う経済的負担を考慮し、令和元年9月以降の大学生等の貸付について、一定の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したため、新制度の対象となる貸付を行うとともに、制度の適正な運用に努めます。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	昨年度に引き続き、現行の貸付制度により、経済的理由で修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付けを行ったため、B評価としました。	入学準備金、奨学金、返還免除制度について周知を図る必要があるため、市報やSNS等での情報発信に努めてまいります。	引き続き、経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金を無利子で貸付を行います。また、奨学金返済に伴う経済的負担を考慮し、令和元年9月以降の大学生等の貸付について、一定の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したため、新制度の対象となる貸付を行うとともに、制度の適正な運用に努めます。	ウ
168	勤労者支援資金融資	市内在住又は市内在勤の勤労者を対象に、教育資金等の融資を行います。(教育資金の使途は、学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学金、授業料など本人又は家族の教育資金)	申請者のうち、融資決定となった者の割合	%	90	90	90	90	90	100	A	111	市内在住又は市内在勤の勤労者に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上を目的に、住宅・教育・冠婚葬祭資金の融資のあっせんを行う勤労者支援資金融資事業を実施し、必要とする方に高い割合で融資を行うことができたため、A評価としました。	近年、金利を取り巻く情勢は上昇傾向にあります。利率の引上げによる利用者の負担増加を回避するため、本融資制度における金利の上昇幅は民間の融資制度よりも抑制する必要があります。	令和7年度と比較して事業費が増加したことを踏まえ、融資実行額及び実行件数の増加を図るとともに、申請者のうち融資が実行に至った者の割合についても高水準を維持します。	ウ
169	要保護標準保護児童生徒医療援助事業	経済的な理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、該当疾病の治療費を援助することで、経済的な差によらず児童生徒に必要な治療の提供ができたことから、B評価としました。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して制度の周知徹底、及び関係機関との円滑な連携について、引き続き継続していく必要があります。	制度の周知と関係機関との連携を図り、経済的な差によらず児童生徒に必要な治療の提供ができるよう努めてまいります。	ウ
170	標準保護児童生徒給食援助事業	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで、経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができました。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し制度の周知を図るために、学校給食費に関する通知、納付書等に制度の案内を行います。	引き続き、経済的理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、学校給食費の援助を適正に実施します(小学校は、R8年度より学校給食費無償化となり、援助から外れます)。	ウ
171	認可保育所等の利用者負担額の軽減	失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	申請に基づき適正な処理を行ったため、B評価としました。 【実績】 減免適用児童数0名	今後の社会状況の変化等を注視し、本事業においても引き続き適正な処理を行う必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施することで、減免対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ
172	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業	認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみの世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。 なお、令和4年度診療報酬改定により、食物アレルギー生活管理指導表の文書料は原則保険適用となっています。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業を実施したため、B評価としました。 R7年度については申請者がいませんでした。 令和4年度診療報酬改定により、食物アレルギー生活管理指導表の文書料は原則保険適用となっており本事業における助成を必要とする対象者が減少したためと考えられます。	生活管理指導表を発行する医師と、保育施設の嘱託医が同一である場合には、文書料の自己負担が発生し、本事業の対象となるため、今後も継続して事業の周知徹底を図る必要があります。	今後も事業の周知徹底を図りつつ、事業を継続します。	ウ
173	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費援助事業	学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行う。(1文書につき3,300円(税込み)まで)	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費援助について、小学校1件、中学校0件、合計1件の申請があり、そのすべてにおいて発行費の援助を行いました。	援助対象となる保護者の総数が少ないため、小・中・中等教育学校の就学援助対象者に対し、制度の周知を図り、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費の援助を適正に実施する必要があります。	援助就学援助認定を受けている保護者に対して周知を行い、関係機関と円滑な連携を図ることで、発行費の援助を適正に実施できるよう努めてまいります。	ウ
174	子育てのための施設等利用給付事業	幼稚園への就園を奨励するため、令和元年10月から始まった幼児・保育無償化事業等を通じて保護者の経済的負担を軽減します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	世帯の経済状況に関わらず、すべての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であり、世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することができたため、B評価としました。	幼児教育・保育の無償化については、保護者、幼稚園へ継続して制度を周知していく必要があります。	引き続き、幼児教育・保育の無償化について、保護者、幼稚園へ継続して制度を周知していきます。	ウ
175	一時保育利用料の軽減	公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年分の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	申請に基づき適切な処理を行ったため、B評価としました。	核家族化の進行等に伴い、一時保育事業についても継続した需要が見込まれます。対象世帯の生活の安定と自立のため、引き続き適正な事業の実施及び周知の徹底が必要です。	計画期間の全てで事業の実施により、目標達成できました。令和8年度以降も引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値					実績		最終年度目 標に対する 進捗率	R7年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R8年度の事業展開	R8年度 以降の 方向性
					R7	R8	R9	R10	R11	R7達成値	R7 年度別評価					
176	放課後児童クラブ利用料の軽減	公設放課後児童クラブについては、世帯の所得等の状況に応じて指導料を決定します。世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。 また、民設放課後児童クラブの利用料についても、助成金等により軽減を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	公設放課後児童クラブについては、さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯に対しては指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯に対しては、指導料の軽減を実施しました。 また、民設放課後児童クラブの利用料についても、さいたま市民設放課後児童クラブ保護者助成金交付要綱に基づき、助成を実施したため、B評価としました。	公設放課後児童クラブについては、入室している児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等に適用となる減免制度について、市民に認知されるよう周知をしていく必要があります。そのため、指定管理者や各区役所支援課に対し減免制度について周知し、対象世帯に認識されるよう努めていきます。 また、民設放課後児童クラブの利用料についても、さいたま市民設放課後児童クラブ保護者助成金交付要綱に基づく助成を継続して実施します。	引き続き、公設放課後児童クラブについては、さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯に対しては指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯に対しては、指導料の軽減を継続して実施します。 また、民設放課後児童クラブの利用料についても、さいたま市民設放課後児童クラブ保護者助成金交付要綱に基づく助成を継続して実施します。	ウ
177	水道料金の減額制度	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯等に対して、申込みに基づき水道料金の減額を行ったため、B評価としました。	引き続き適正に減額制度を維持します。 また、今後も該当者に制度を周知するため、様々な媒体で広報活動を継続して行います。	令和8年度以降も引き続き適正に減額制度を維持します。	ウ
178	下水道使用料の減免制度	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市県民税非課税世帯等に対して、下水道使用料を減額又は免除します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	下水道使用料について、生活保護法による生活扶助受給世帯、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯を対象に免除又は減額を実施し、経済的負担を軽減したため、B評価としました。	支援が必要な世帯に当該事業の情報が広く行き渡るよう、今後も様々な媒体を通じて周知を図る必要があります。	事業の継続的な実施により、経済的負担を軽減します。	ウ
179	生活保護事業	病気や障害により働けなくなるなど、生活費や医療費に困っている世帯に対して、必要な生活保障を行い、自立できるように支援します。世帯の収入及び保護の基準に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、世帯の状況に応じた扶助を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったためB評価としました。	生活保護制度等において新たな支援策が創設された際、必要な支援が行えるよう、各区福祉課と連携し事業を実施する必要があります。	関係法令等に従い、引き続き事業を継続してまいります。	ウ
180	生活困窮者自立支援事業 (福祉まるごと相談窓口)	各区に「福祉まるごと相談窓口」を設置し、生活困窮をはじめ、福祉の複合的な課題を抱えている方等の相談を包括的に受け止め、生活困窮者自立支援制度に基づく支援として、離職等により住居を失うおそれのある方等へ家賃相当額や転居費用相当額を支給する住居確保給付金、就労支援、家計改善支援などをはじめとして必要な支援のコーディネートを行います。	相談者の満足度	%	90	90	90	90	90	94.5	B	105	福祉まるごと相談窓口において、年間で4,025件(新規相談件数)の相談を受け付け、相談内容に応じた支援プランの作成や関係機関へのつなぎ等、他機関と連携した支援を実施し、福祉まるごと相談窓口の利用者へのアンケート調査において、「満足」「おおむね満足」と回答した方の割合が94.5%となったため、B評価としました。	個々の事案について適切な支援を進めるために、相談者が必要とする相談窓口につながるよう、関係機関との連携が必要で 相談内容に応じた関係機関が参加する支援会議を開催する等、他機関との連携体制を構築します。	引き続き相談内容に応じた支援を行うとともに、支援会議等の開催を通じて、関係機関と連携をとって支援を実施していきます。	ウ
181	産婦健康診査	産婦の出産後の健康保持のため健康診査費用の一部助成を行います。	産後1か月頃における産婦健康診査の受診率	%	90	90	90	90	90	93.4	B	104	産後1か月頃における産婦健康診査について、令和7年度は8,508件実施し、受診率は93.4%となったためB評価としました。	令和8年度から、産後1か月頃に加えて、2週間頃の費用助成も開始しました。 今後さらに当該事業の周知を実施していく必要があります。	令和8年度から、産後1か月頃に加えて、2週間頃の費用助成も追加したため、定期的に当該事業の周知を実施します。	エ
182	新生児聴覚検査	聴覚障害等の早期発見、早期支援のため、新生児聴覚検査費用の一部助成を行います。	新生児聴覚検査受診率	%	92	92	92	92	92	92.4	B	100	新生児聴覚検査について、令和7年度は8,418件実施し、受診率は92.4%となったためB評価としました。	全ての新生児が新生児聴覚検査を受診するよう、今後も市報やホームページ等を通じて積極的に周知していきます。	引き続き、聴覚障害等の早期発見、早期支援のため、適切な新生児聴覚検査について周知活動、受診勧奨を行います。	ウ
183	新生児マススクリーニング検査事業	突然死や知能の遅れ、寝たきりなどの重い健康障害が生じるような疾患について、無症状のうちに検査を行い、新生児期に早期発見・早期治療をすることで生涯にわたる障害発生を予防します。	要精密検査判定時のフォロー実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	100	既存の20疾患に加え、新たに2疾患の検査を追加し、対象疾患を拡大しました。併せて、要精密検査判定となった市内居住の児全数へ受診勧奨や育児支援を行いました。確定診断までに時間を要する児については、医療機関へ受診状況を確認し、把握に努めました。 なお、市外居住の児については、居住地の自治体へ情報提供を行いました。	引き続き、早期発見・早期治療を目的とした事業であることを踏まえ、要精密検査判定となった市内居住の児全数へ受診勧奨や育児支援を行います。	引き続き、円滑な事業実施と、要精密検査判定となった市内居住の児へ迅速なフォローを行います。	ウ